

令和8年度予算案の概要（老健局）の参考資料

I 令和8年度予算案の主要事項（一般会計）

1. 介護保険制度による介護サービスの確保等

- 介護保険制度による介護サービスの確保 ······ 2
- 介護保険の第1号保険料の低所得者軽減措置 ······ 4

2. 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

【地域支援事業の推進と市町村支援】

- 地域支援事業の推進 ······ 6
- 地域づくり加速化事業 ······ 9

【保険者機能の強化、介護予防の取組】

- 保険者機能強化推進交付金等による保険者インセンティブの推進 ··· 10
- 保険者による自立支援、重度化防止、介護予防の横展開 ······ 11

【生涯現役社会の実現に向けた環境の整備等】

- 在宅福祉事業費補助金 ······ 13
- 高齢者福祉推進事業費補助金（全国健康福祉祭（ねんりんピック）） ··· 14
- 高齢者生きがい活動促進事業 ······ 15

【在宅医療・介護連携の推進】 ······ 16

【高齢者の住まい支援体制の構築に向けた取組の推進】 ······ 17

【地域の事情に応じた介護サービス提供体制に向けた取組の推進】

- 異島・中山間地域等サービス確保対策事業 ······ 18

3. 介護人材の確保

【介護人材の確保】

- 地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保分） ······ 19
- 介護職員待遇改善加算等の取得促進支援事業 ······ 24

4. 介護分野におけるDX・科学的介護の推進、生産性向上の取組を通じた介護サービスの質の向上等

【介護分野におけるDX・科学的介護の推進】

- 科学的介護情報システム（LIFE）の運用等 ······ 25
- 科学的介護に向けた質の向上支援等事業 ······ 26
- 介護サービス情報公表システム整備等事業 ······ 27

【生産性向上の取組を通じた介護サービスの質の向上等】

- 介護テクノロジー開発等加速化事業 ······ 28
- 介護テクノロジー導入支援事業（地域医療介護総合確保基金） ··· 29
- 介護生産性向上推進総合事業（地域医療介護総合確保基金） ··· 30
- 介護事業所における生産性向上推進事業 ······ 31
- ケアプランデータ連携システム構築事業 ······ 32
- 小規模事業者等の協働化等に係る伴走支援事業 ······ 33

5. 認知症施策の総合的な推進（全体像） ······ 34

- 【都道府県・市町村における認知症施策推進計画の策定支援】 ······ 35
- 【市町村における取組の推進】 ······ 36
- 【都道府県による広域的な取組の推進】 ······ 38
- 【認知症研究の推進】 ······ 42

6. 介護サービス提供体制の整備、防災・減災対策の推進

【介護サービス提供体制の整備】

- 地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分） ······ 43

【介護施設等における防災・減災対策の推進】

- 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 ······ 44
- 被災高齢者等把握事業（在宅福祉事業費補助金） ······ 45

7. その他

- 老人保健健康増進等事業 ······ 46
- 高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業 ······ 47
- 高齢者権利擁護等推進事業 ······ 48

II 令和8年度予算案の主要事項（復興特別会計）

- 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置 ······ 49
- 医療・介護保険料等の収納対策等支援 ······ 53
- 被災地における介護サービス提供体制の確保 ······ 54
- 介護等のサポート拠点に対する支援等
(被災者支援総合交付金（復興庁所管）による支援) ······ 55

介護給付費負担金

令和8年度当初予算案 2兆4,736億円 (2兆4,383億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

保険者（市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））における介護保険事業運営の安定化を図ることを目的に、介護保険法に基づき、保険者に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の負担を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

保険者に対し、法律に基づき、介護給付及び予防給付等に要する費用の負担を行う。

実施主体：保険者（市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））

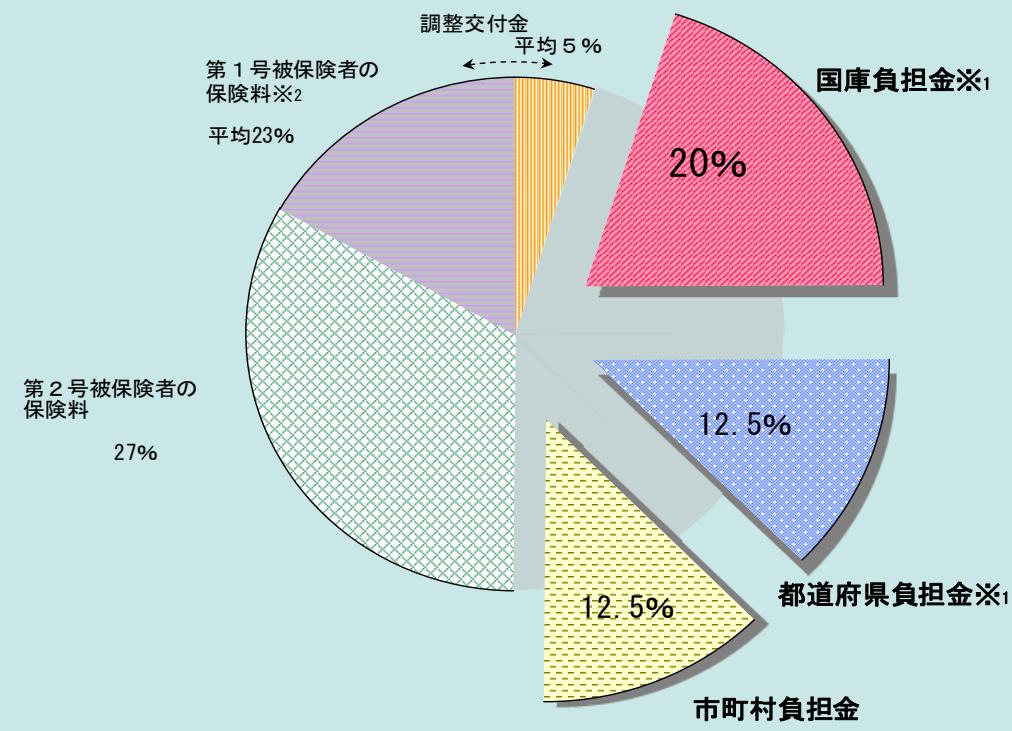
負担割合：右図の通り

事業実績：交付先1,573保険者（令和6年度）

【事業スキーム】



【事業イメージ】



※1 施設等給付費(都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び特定施設に係る給付費)は国15%、都道府県17.5%

※2 低所得者の第一号保険料軽減措置分を除く

介護給付費財政調整交付金

令和8年度当初予算案 6,771億円 (6,619億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

保険者（市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））における介護保険事業運営の安定化を図ることを目的に、介護保険法に基づき、介護給付及び予防給付に要する費用の5%を総額として、各保険者（市町村）間における介護保険の財政調整を行うもの。

2 事業スキーム

【事業の概要】

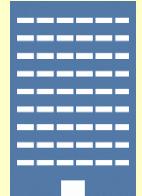
介護給付及び予防給付に要する費用の5%を総額として、各保険者（市町村）間における介護保険の財政調整を行う。

実施主体：保険者（市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））

負担割合：右図の通り

事業実績：交付先1,573保険者（令和6年度）

【事業スキーム】

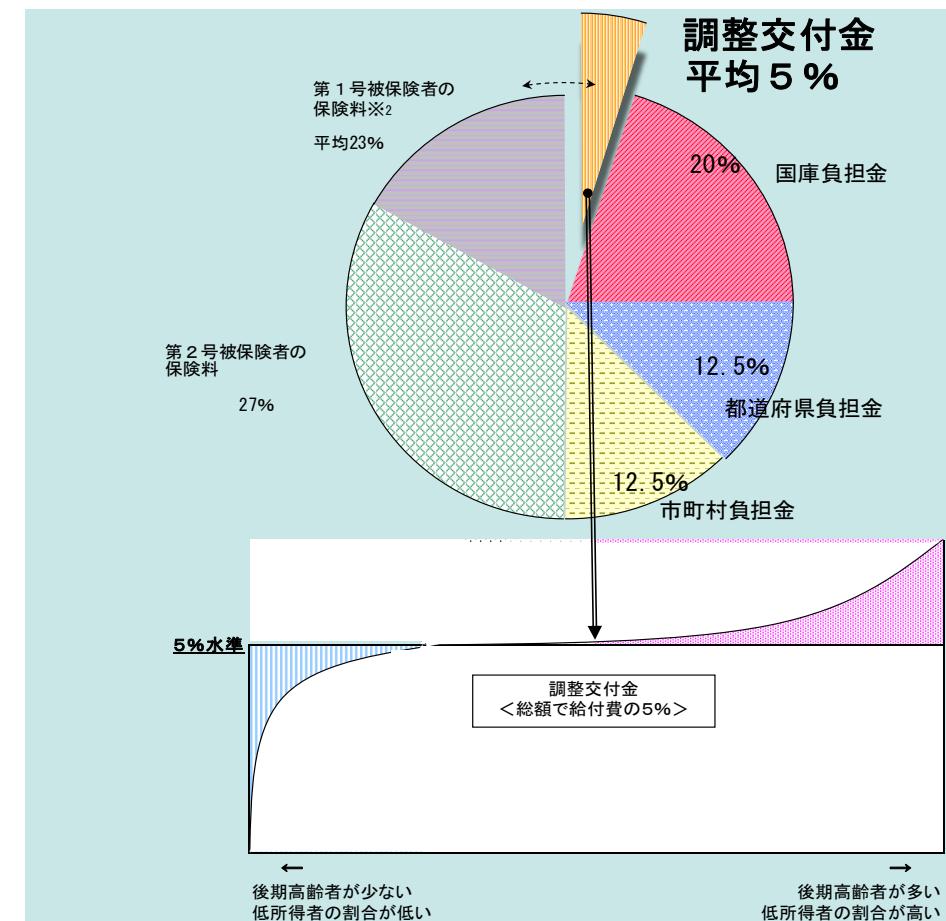


(交付)

- ・介護給付及び予防給付に要する費用の5%



厚生労働省



介護保険の第1号保険料の低所得者軽減措置

令和8年度当初予算案 595億円（595億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

保険者（市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））における介護保険事業運営の安定化を図ることを目的に、介護保険法に基づき、保険者に対し、低所得者の第一号介護保険料の負担軽減を目的とした介護保険特別会計への繰り入れ事業に対する負担を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

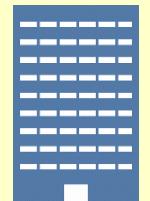
介護保険の第1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し低所得の高齢者の保険料の軽減を実施

実施主体：保険者（市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））

負担割合：国1／2 都道府県1／4 市町村1／4

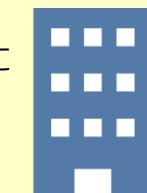
事業実績：交付先1,573保険者（令和6年度）

【事業スキーム】



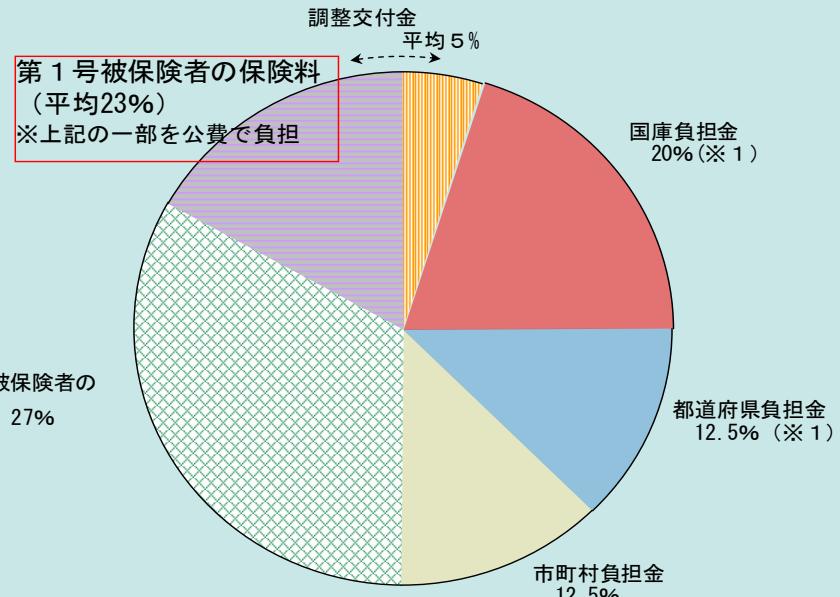
（負担）

- ・低所得高齢者の保険料軽減に必要な費用の50%



厚生労働省

【事業イメージ】

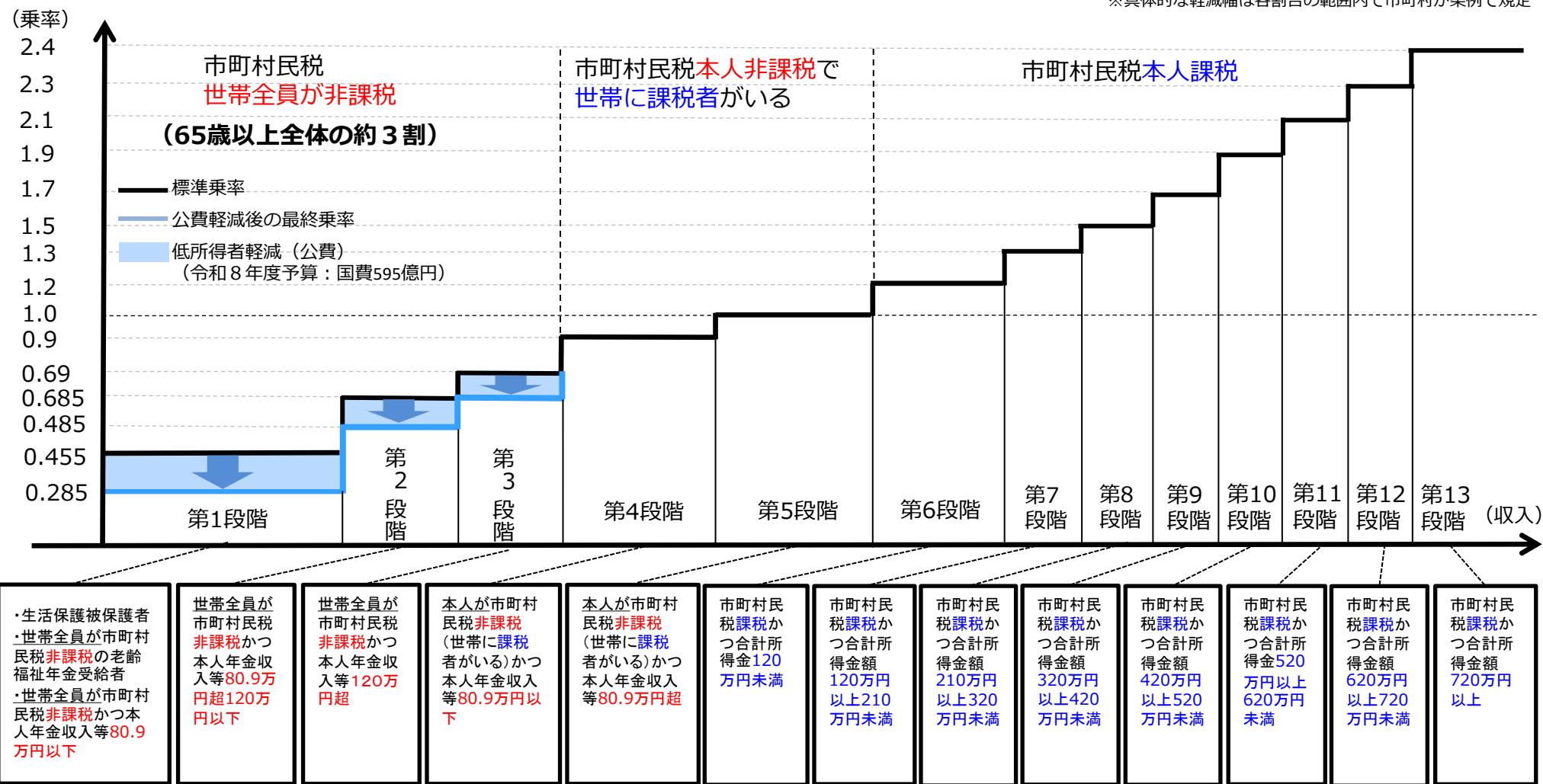


※1 施設等給付費(都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び特定施設に係る給付費)は国15%、都道府県17.5%

介護保険の第1号保険料の低所得者軽減措置

令和8年度当初予算案
1,190億円（公費）、うち国費595億円

- 介護保険の第1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を実施。
- 市町村民税非課税世帯全体を対象として実施。（公費負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）



令和8年度当初予算案 1,807億円（1,800億円）※()内は前年度当初予算額

※下線部が拡充分

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、切れ目のない在宅医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



2 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

（1）介護予防・日常生活支援総合事業

「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」
※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能

（2）包括的支援事業・任意事業

「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」
+「社会保障の充実分」

財源構成

（1）介護予防・日常生活支援総合事業

1号保険料、2号保険料と公費で構成
(介護給付費の構成と同じ)

（2）包括的支援事業・任意事業

1号保険料と公費で構成
(2号は負担せず、公費で賄う)

	(1)	(2)
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

3 実施主体・事業内容等

実施主体

市町村

事業内容

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア サービス・活動事業（第一号事業）

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅医療と介護の連携体制、認知症高齢者等への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化（家族介護者に係る地域課題への対応を含む）、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

- ・介護給付費等費用適正化事業
- ・家族介護支援事業（家族介護者の働き方の希望等に配慮した相談窓口の設置、企業や家族介護者同士を含む地域全体でのネットワーク構築等を含む）等

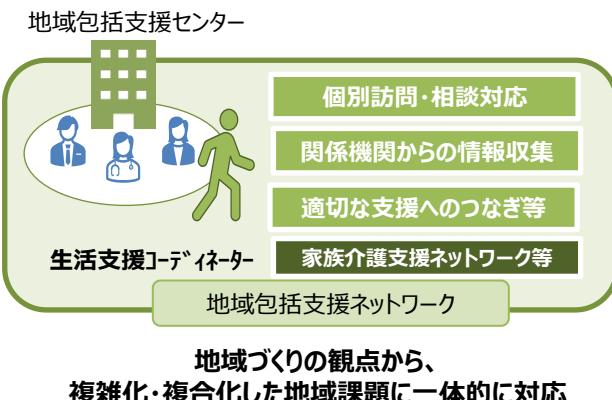
1 事業の目的

令和8年度当初予算案 地域支援事業1,807億円の内数（1,800億円の内数）※()内は前年度当初予算額 ※下線部が拡充分

- 独居高齢者に対する支援、孤独・孤立対策の推進、育児と介護を同時にを行う者（いわゆるダブルケアラー）やヤングケアラーをはじめとする家族介護者に対する支援など、地域包括支援センターに期待される役割は高まっている。
- 他方、こうした複雑化・複合化した地域課題に対応するためには、センターのみが業務を負担するのではなく、センターが中心となって、地域の関係者とのネットワークを活用しながら総合相談支援機能を充実させることが必要。
- このため、生活支援体制整備事業について、個別訪問や相談対応等を通じ、複雑化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりに取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援する。※重層的支援体制整備事業の実施自治体は、既存の取組で同様の機能を担うことが想定される。
- 加えて、家族介護者の支援ニーズに沿った対応を充実するため、生活支援コーディネーターによる家族介護者に係る地域課題に対応するためのネットワークづくりを支援する。

2 事業の概要・スキーム

- 複雑化・複合化する地域課題に対し、**地域づくりの観点から取り組む生活支援コーディネーター**の活動※を支援する。
※ 主に地域包括支援センターに配置される生活支援コーディネーターの活動を想定（関係機関に委託することも可とする）
- 想定される対象業務は次のとおり。
 - 地域包括支援センターとの連携のもと、複雑化・複合化した課題を抱える世帯を対象とした個別訪問や相談対応
 - 圈域内の社会福祉協議会、子育て支援の相談窓口、ハローワークなどの機関のほか、銀行や飲食店などの地域の多様な主体からの情報収集・関係者間のネットワークづくり
 - 地域包括支援センターを含む地域のネットワークを活用した、適切な支援へのつなぎや資源開拓の実施
 - 就業している家族介護者への支援を念頭においた企業や都道府県労働局等との連携やネットワークづくり



3 実施主体等

【実施主体】 市町村

【交付率】 国38.5%

【標準額】 8,000千円

(地域包括支援センター以外に配置する場合や重層的支援体制整備事業として実施する場合は4,000千円)

【加算】 800千円

配置された生活支援コーディネーターによる家族介護者支援にかかる地域課題に対応するためにネットワークづくりを行う場合

就職氷河期世代等支援としての家族介護者への相談支援体制の充実

1 事業の目的

令和8年度当初予算案 地域支援事業1,807億円の内数（1,800億円の内数）※()内は前年度当初予算額

- 「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」（令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）において、「家族介護者への相談支援体制の整備」が挙げられたところ。
- 市町村における家族介護者への支援は、地域支援事業の任意事業である「家族介護支援事業」により実施されてきたが、複雑化・複合化した課題を抱える高齢者やその家族の多様なニーズに応えられるよう、また、改正育児・介護休業法に基づく企業による介護の両立支援の取組（労働者への情報提供や相談窓口設置等）も踏まえたものとなるよう、現在の家族介護者支援に係る実態・ニーズに沿った再編・充実を行う。

2 事業の概要

- 家族介護者自身への支援に着目した事業となるよう、家族介護支援事業を再編・充実。
- 企業による仕事と介護の両立支援の取組を踏まえ、家族の働き方の希望等に配慮した相談体制整備に資するよう家族介護者支援に係る相談窓口の設置や、企業等や家族介護者同士を含む地域全体でのネットワーク構築等に係るメニューを創設。

3 実施主体等

【実施主体】

市町村

【交付率】

国 38.5%

【参考】

「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」（令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）

新たに再編・充実

従前より実施

家族介護支援事業の主要事業

	事業目的	事業内容（例）
家族介護者への個別・集団支援	<u>家族介護者自身の生活・人生の質の向上</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>家族介護者支援に係る相談窓口の設置、家族の働き方の希望等に配慮した相談対応（オンライン窓口も想定）</u> ・<u>家族介護者同士の交流・意見交換の場（オンライン活用も想定）</u> ・家族介護者支援に係るアセスメントの質の向上
地域でのネットワーク構築	<u>家族介護者支援に係る関係者の連携強化</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>企業を含む地域の関係者、家族介護者同士による地域でのネットワーク構築</u> ・<u>企業に出向いての教室・講座</u> ・<u>ピアソポーターの育成、活動支援</u>
ニーズ把握、事業評価	<u>事業実施に係るニーズ把握や事業評価</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる<u>ダブルケアラー、ヤングケアラー、8050問題</u>など複雑な課題を抱える家族の実態把握 ・アンケート等を通じた<u>事業評価、PDCA</u>
介護教室の開催	要介護被保険者の状態の維持・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な介護知識・技術、外部サービスの適切な利用方法の習得のための教室
認知症高齢者等見守り事業	地域における認知症高齢者の見守り体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関する広報・啓発活動 ・徘徊高齢者の早期発見の仕組み構築 ・ボランティア等による見守り訪問
家族介護継続支援事業	家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者に対するヘルスチェック、健康相談（健康相談・疾病予防等事業） ・特定の要件に該当する要介護者の家族を慰労するための事業（慰労金等の贈呈）（介護自立支援事業）

※ 社会保障の充実分を活用し、家族介護者に係る地域課題に対応するための地域づくりに取り組む事業を併せて実施可能。

※ オンライン窓口の設置・活用に当たっては、「地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業」（令和7年度補正予算）の活用も可能。

1 事業の目的

令和8年度当初予算案 76百万円 (78百万円) ※()内は前年度当初予算額

- 地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、市町村の地域づくり促進のための支援パターンに応じたパッケージを活用し、①有識者による市町村向け研修（全国・ブロック別）や②個別協議を実施しているなど総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走的支援の実施等を行ってきた。
- 令和5年12月7日に取りまとめられた「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」では、地域共生社会の実現に向けた基盤として総合事業を地域で活用する視点から、地域の多様な主体が総合事業に参画しやすくする枠組みの構築を行うこととされた。
- これまでの取組や検討会での議論を踏まえ、本事業をとおして総合事業の充実に向けた市町村の取組を一層推進していくために以下を行う。
 - ① 伴走的支援を地域に根差した形で展開していくため、全国8か所の地方厚生(支)局主導及び都道府県主導による支援を行うとともに、都道府県主導型の取組評価や評価を踏まえた都道府県による支援体制整備のマニュアル作成など、地域レベルでの取組を一層促進していく。
 - ② 第9期介護保険事業計画期間中に総合事業の充実に集中的に取り組むこととされており、地域の受け皿整備のために生活支援体制整備事業を一層促進することとされていることを踏まえ、全国版の高齢者の生活支援を地域の多様な主体の共創により進めるプラットフォーム（生活支援共創プラットフォーム）の運用及び発展を図る。

2 事業の概要・スキーム

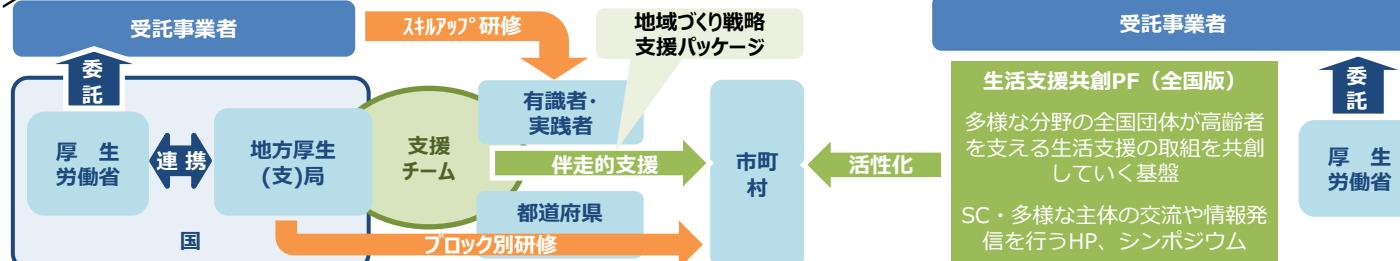
1. 地域包括ケアの推進を図るため、以下の事業により市町村を支援する。

- ① 地方厚生(支)局主導・都道府県主導による支援パッケージを活用した伴走的支援の実施（全国24か所）
 - ・地方厚生(支)局・都道府県と連携し、市町村を支援する地域の有識者・実践者の支援スキル向上に資する研修も実施
- ② 自治体向け研修の実施（各地方厚生(支)局ブロックごと）
- ③ 地域づくり戦略や支援パッケージ（注）の改訂など地域づくりに資するツールの充実

（注）市町村等が地域包括ケアを進める際に生じる様々な課題を解決するための実施方法やポイントをまとめたもの。
- ④ 都道府県主導型の取組評価や評価を踏まえた都道府県による支援体制整備のマニュアル作成

2. 高齢者の生活支援を地域の多様な主体の共創により進めるプラットフォーム（生活支援共創PF）の運用・発展

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】

- ・国から民間事業者へ委託



【補助率】

- ・国10/10

【参考】

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」
(令和5年12月22日閣議決定)

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

令和8年度当初予算案 (一般財源) 95億円 (101億円)
 (消費税財源) 200億円 (200億円) ※()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 平成29年の地域包括ケア強化法を踏まえ、平成30年度より、客観的な指標による評価結果に基づく財政的インセンティブとして「保険者機能強化推進交付金」を創設し、保険者（市町村）による高齢者の自立支援、重度化防止の取組や、都道府県による保険者支援の取組を推進。令和2年度からは、「介護保険保険者努力支援交付金」を創設（社会保障の充実分）し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、これらの取組を強化。

2 事業スキーム・実施主体等

- 各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村支援の取組に対し、評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付する。
- ※ これまで、アウトカムに関連するアウトプット・中間アウトカム指標の充実や、評価指標の縮減などの見直しを随時実施
- ※ 介護保険保険者努力支援交付金（消費税財源）は、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業）に使途範囲を限定。

【実施主体】 都道府県、市町村

【交付金の配分に係る主な評価指標】 (保険者機能強化推進交付金)

- ①事業計画等によるPDCAサイクルの構築状況
- ②介護給付の適正化の取組状況
- ③介護人材確保の取組状況

(介護保険保険者努力支援交付金)

- ①介護予防日常生活支援の取組状況
- ②認知症総合支援の取組状況
- ③在宅医療介護連携の取組状況

【交付金の活用方法】

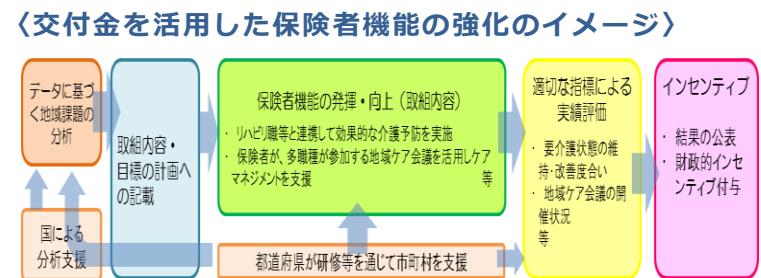
- 都道府県分：高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。
- 市町村分： 国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業など、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な事業を充実。

【補助率・単価】定額（国が定める評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を配分）

【負担割合】 国10/10

【事業実績】

交付先47都道府県及び1,573保険者（令和6年度）



令和8年度当初予算案 7百万円 (7百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 高齢化が進展する中で、各市町村においては高齢者の地域における自立した日常生活の支援、介護予防、要介護状態の軽減や悪化の防止に係る体制を整備することが重要であり、国が保険者機能強化のための都道府県が行う市町村支援のための中央研修を行う。
- 保険者がこうした取組を進めるに当たっては、医療・介護関係者はもとより地域住民や地域の多様な主体との連携が重要となるが、こうした取組の下支えとなる生活支援体制整備事業の一層の促進が求められる一方で、現状、現場では様々な課題を感じている。
- このため、平成29年度から実施している「保険者機能強化中央研修」について、令和6年度以降は、都道府県が市町村や生活支援コーディネーター（SC）に対する支援を通じた保険者機能強化のための支援を行えるようなプログラムとする。

2 課題等

- 生活支援体制整備事業について、保険者・SCが感じている主な課題は以下のとおり。

市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備の方針を策定することが難しい。 ・整備の方針を、SCをはじめとした関係者と共有できていない。 ・SCに対して、活動目的や内容を明示できていない。 ・SCの活動に係る先進事例等の情報が提供できていない。 ・整備状況やSCの活動に対する評価を行うことができない。
SC	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の成果は何か、活動がどう評価されているのかわからない。 ・他のSC等との横のつながりがなく、活動に孤独を感じる。 ・体制整備のために、何から取り組めばいいのかわからない。 ・介護予防や生活支援に資する地域活動を創出したり、その担い手を探したり養成したりすることが難しい。

- 地域包括ケアシステムの基盤となる生活支援体制整備事業の充実に向け、都道府県がその内容を理解し、適切な役割を担うとともに、保険者やSCが感じる課題解決に向けた支援を行うことが期待される。

3 事業内容等

事業内容

都道府県が地域包括ケアシステムの深化・推進のための生活支援体制整備事業をはじめとする関係施策の意義・目的を理解するとともに、管内の保険者やSCとの意識の共有のもとでの共創を推進するため、都道府県・管内保険者・SCの3者に対する合同研修を実施する。

研修プログラム（イメージ）

- 地域包括ケアシステムの深化・推進に関する都道府県・保険者の役割
- 生活支援体制整備事業の意義・目的
- 生活支援体制整備事業を活用した地域づくりの推進

都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた保険者支援の手法 ・管内の生活支援体制整備の推進に資する都道府県の役割 ・保険者・SCに対する具体的な支援手法 <p>(例) 市町村が整備に向けた課題に気づくことができるよう、必要な視点を提供する／市町村の実情や思いを理解し、良さや強みを引き出す／市町村の行動・変化に共感し、後押しする</p>
市町村・SC	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた基本的な考え方 ・各地域において、生活支援体制を整備すべき理由とその意義 ・上記体制を整備するにあたり、SCが果たすべき役割 ・SCが地域で活動する際のプロセスや実際の活動事例 ・体制整備の一環として行う協議体の構築方法と具体例 ・体制整備の効果測定やこれを踏まえた事業費算定の方法 ・他の市町村・SCとの横のつながりづくり

参考：地域における介護予防・生活支援体制整備

市町村・SC・協議体が
一体となって体制整備を推進

市町村

協議体

SC

地域において介護予防・生活支援に資する活動等を
実施している団体等の参画を想定。

(例) NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、
社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、地域運営組織、
介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ等

都道府県による広域的な調整・支援

令和8年度当初予算案 52百万円 (46百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護予防や地域づくりの推進のため、住民主体の「通いの場」を推進している。通いの場への参加率は全国値が6.7%※となっているが、市町村別の状況をみるとかなり大きな差があり、同様に介護予防の取組にも自治体差がみられる。
※介護予防・日常生活支援総合事業等（地域支援事業）の実施状況（令和5年度実施分）に関する調査
- 「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会においても、今後、高齢者数が増加する中、限りある資源を有効活用しながら効果的な介護予防の取組を推進することの重要性について指摘されており、自治体職員や住民（高齢者本人・家族）が「自立支援・重度化防止」を理解し、それに基づいた取組が行われることが一層重要になる。
- 本事業では、地域の実情に応じた介護予防の取組を効果的・効率的に推進するため、一般介護予防事業等の普及に資する戦略的な展開方策等について、有識者による検討を行う。また、当該戦略を踏まえて、介護予防施策の担当職員等に対して、必要な研修会等を行うとともに、行政・高齢者本人・その家族等に向けた関連情報の普及啓発を強化していく。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

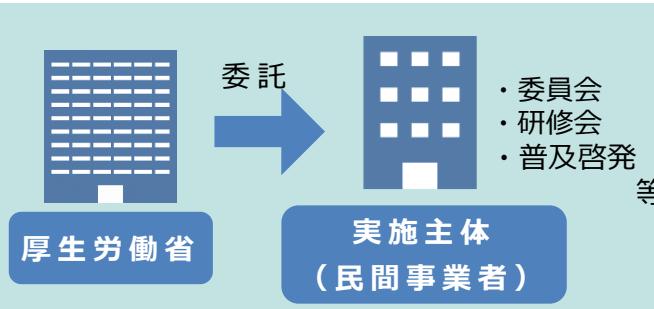
成果目標

市町村の介護予防の取組の全体的な底上げと地域住民等への「自立支援・重度化防止」の普及啓発を目的に、地域の実情にあわせた効果的・効率的な介護予防の推進・充実を図ることを目標とする。

所要額

要介護認定調査委託費：51,876千円

事業スキーム



事業イメージ

一般介護予防事業等の普及に資する戦略的な展開等の検討を踏まえ、介護予防施策の担当職員等に必要な研修会等を実施するほか、高齢者本人等に向けた関連情報の普及啓発を行う。

一般介護予防事業等の戦略的な展開等の検討

有識者により構成される委員会を設置し、一般介護予防事業等の戦略的な展開方策等を検討【拡充】
⇒事業を行うまでの課題や高齢者の情報入手方法等を踏まえた効果的な啓発方法等を検討・実施、必要なツール等の作成

自治体向け

介護予防の推進のための介護予防施策担当職員等に対する研修会
⇒自治体における効果的・効率的な取組の推進や課題解決を支援するための研修会等を実施

高齢者本人等向け

高齢者本人・家族等に向けた関連情報提供と普及啓発
⇒介護予防等の優れた取組事例、自治体が作成した体操動画等のHP等を通じた横展開
⇒イベントを通じて、介護予防関連情報をマスコミ（新聞・テレビ等）に取り扱ってもらえるよう普及啓発や人材育成を実施【拡充】

令和8年度当初予算案 23億円 (23億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 高齢化等に伴い、多くの高齢者が地域で元気に生活できる社会を構築していくことが必要であり、高齢者がスポーツ・児童育成・地域文化伝承・仲間づくり等々の個人の価値観に応じた様々な分野で活動し、生きがいを育み、かつ健康を維持していくことが極めて重要である。
- このような状況を踏まえ、全国各地に約8万クラブある老人クラブの高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動や老人クラブ連合会の健康づくりに関する実践活動、健康に関する知識等についての普及・啓発を行う活動等に対し、必要な経費を支援する。
- 大規模災害発生直後に被災した高齢者等を個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組を一定期間、集中的に実施する。

2 事業の概要・スキーム

- **単位老人クラブ**
 - ・ 単位老人クラブが行う高齢者の社会参加活動等の各種活動に対する助成
- **市町村老人クラブ連合会**
 - ・ 市町村老人クラブが行う老人クラブの活動促進に資する各種取組や若手高齢者の組織化等を強力に推進していくための各種事業等に対する助成
- **都道府県・指定都市老人クラブ連合会**
 - ・ 都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う市町村老人クラブ連合会の活動促進に資する取組や都道府県全域において、地域の支え合いや若手高齢者の活動支援を推進していくための各種事業に対する助成。
- **被災高齢者等把握等事業**
 - ・ 災害発生時に、円滑に事業が開始できるよう、各都道府県において研修等事業を実施する。【拡充】
 - ・ 被災した在宅高齢者等に対して、介護支援専門員等の職能団体から派遣された専門職により、災害救助法の適用から概ね3か月以内の間で、集中的に以下のような事業を実施する。
 - ア 在宅高齢者等への戸別訪問による現状把握の実施
 - イ 関係支援機関へのつなぎの実施
 - ウ 専門的な生活支援等の助言の実施
 - エ その他被災者の状態悪化の防止を図るため必要と認めた事業

3 実施主体等

- 【実施主体】**
都道府県、指定都市、中核市
- 【補助率】**
国1/2、1/3、10/10
- 【補助実績】**
交付額22億円（令和6年度）
- 【参考】**老人福祉法
第十三条
2 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

高齢者福祉推進事業費補助金（全国健康福祉祭（ねんりんピック））

令和8年度当初予算案 1.0億円（1.0億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 長寿社会を健やかで明るいものとするため、国民一人ひとりが積極的に健康づくりや社会参加に取り組むとともに、こうした活動の意義について広く国民の理解を深めることを目的として開催する全国健康福祉祭（ねんりんピック）の開催経費の一部を補助する。

2 事業の概要・スキーム

【開催経費】

- 参加者
 - 主に60歳以上の者（世代間交流等にも積極的に配慮）
 - 実施内容
 - 総合開会式・総合閉会式
 - 健康関連イベント（スポーツ交流大会、ふれあいスポーツ大会）
 - 福祉・生きがい関連イベント（文化交流大会、美術展等）
 - 健康、福祉・生きがい共通イベント（健康福祉機器展等）
 - オリジナルイベント（スタンプラリー等）
 - 協賛イベント（健康セミナー等）
 - 今後の開催予定
 - 令和8年度 埼玉県・さいたま市
 - 令和10年度 東京都
- ※令和9年度については、通常とは異なる開催方法での実施を検討中。

3 実施主体等

【主催者】

- 厚生労働省、開催都道府県、（一財）長寿社会開発センター

【補助率】

- 定額



開催都道府県

【直近大会の開催実績】

平成29年度 秋田大会

平成30年度 富山大会

令和元年度 和歌山県

令和2、3年度 岐阜県で開催予定だったがコロナの影響で中止

令和4年度 神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市

令和5年度 愛媛県

令和6年度 鳥取県

令和7年度 岐阜県

※ 厚生省創立50周年に当たる昭和63（1988）年から開催している。



令和8年度当初予算案 17百万円 (17百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 少子高齢化が進展し、現役世代が減少するとともに、高齢者の大幅な増加が見込まれる中、生涯現役社会の実現に向け、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持ち、積極的な社会への参加を促進するための環境を整備することが重要。
このため、住民主体による生活支援、共生の居場所づくりや農福連携に取組など、高齢者の社会参加・役割創出に資する活動等の立ち上げへの支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

以下の取組の立ち上げ支援（初度設備等の補助）を行う。

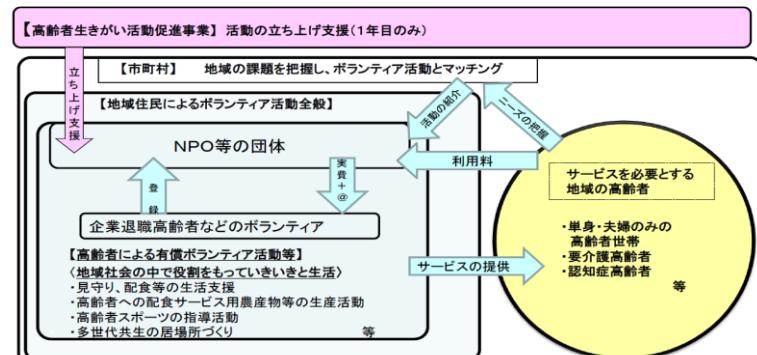
①農福連携推進事業（令和2年度創設）

高齢者が農作業や農作物の調理・販売等をとおして、運動機能低下・認知症・閉じこもり等の介護予防を図るなど、農福連携を通じ、高齢者が地域で交流し生き生きと活動できる場づくりの提供に資する活動

②高齢者等が行う地域の支え合い活動

（事業例）

- 単身高齢者等に対する見守り、配食サービス等の有償ボランティア活動
- 地域共生社会の推進に向け、多世代交流等の「共生の居場所づくり」に資する活動 など



3 実施主体等

【実施主体】市区町村 【補助率】定額（国10/10）

【補助対象数】

1 市区町村あたり原則 1 団体

【補助上限額】

①の取組200万円、②の取組100万円

地域づくり加速化事業による伴走的支援を受けた市区町村において、その課題解決に資する取組に対して補助を行うものである場合は、補助対象数を別途 1 市区町村あたり 1 団体追加する（令和5年度拡充）。

※中山間地域等の農山漁村において、地域資源やデジタル技術を活用した取組を行う場合の優先採択枠を設ける。

【補助実績】13自治体（令和5年度）

在宅医療・介護連携推進支援事業

令和8年度当初予算案 45百万円 (43百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○地域の実情にあわせた在宅医療・介護連携に関する取組の推進・充実を図るため、在宅医療・介護連携推進事業に係る検討委員会の設置、へき地、中山間地域、小規模自治体における検討、プラットホームの拡充、実態調査、都道府県・市町村への連携支援、都道府県・市町村担当者への研修を実施するとともに、事業コーディネーターの育成を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要

在宅医療・介護連携推進事業の検証及び充実の検討、都道府県・市町村への連携支援を実施。具体的な事業内容は以下のとおり。

- ・在宅医療・介護連携に係る検討委員会の設置
 - ・へき地、中山間地域、小規模自治体における在宅医療・介護連携に係る事例収集や検討会の実施
 - ・在宅医療・介護連携推進事業に係るプラットフォームの運用等
 - ・在宅医療・介護連携推進事業に係る実態調査
 - ・都道府県・市町村への連携支援の実施（対象自治体の増加）
 - ・都道府県・市町村担当者への研修（※）
 - ・事業コーディネーターの育成（※）
- （※）医療・介護連携に係る近年の方策を踏まえたものとする。

所要額

要介護認定調査委託費	43百万円
職員旅費	2百万円

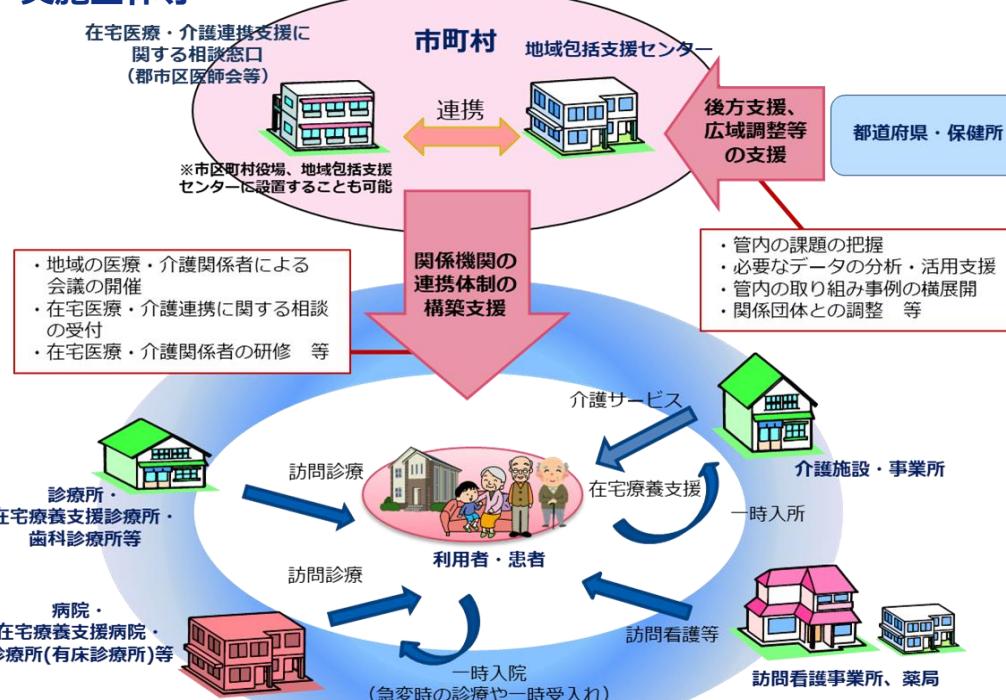
事業スキーム



成果目標

市町村が地域の実情にあわせて在宅医療・介護連携に関する取組を推進・充実を図ることを目標とする。

実施主体等



1 事業の目的

令和8年度当初予算案 20百万円（25百万円）※()内は前年度当初予算額

- 単身高齢者の増加、持ち家率の低下により、都市部を中心に住宅確保が困難な高齢者に対する支援ニーズが高まることが想定される。
- 一方、高齢者の住まい支援に対しては、地域支援事業交付金を活用して自治体が取組むことができるが、実施している自治体が少ない。その理由として、自治体が高齢者の住まいニーズの把握が十分でないこと、取組の実施にあたり、行政内の住宅部局と福祉部局、地域の社会福祉法人と不動産業者等といった多岐にわたる関係者との調整が困難であるため、検討が進まないとの意見がある。
- 令和7年度より、厚労省が共管となる改正住宅セーフティネット法が施行され、制度的枠組みが整うことから、特に高齢者福祉に関する行政や支援機関の職員等に対して関連制度等の周知の徹底を図るとともに、課題が多い大都市部を中心に、住まい支援体制の構築を強力に推進する必要がある。
- そこで、本事業においては、大都市部を中心に働きかけを行うとともに、特に、機運が高まった自治体に対してアウトリーチ的に伴走支援を行い、単身高齢者等に対する総合的・包括的な住まい支援の全国展開を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

1. 必要性が高い自治体に対する働きかけ・対象自治体の選定

① 対象の設定

ニーズが高い大都市部を中心に、住まい支援体制が未整備の自治体や、アンケートにより把握した取り組む意向がある自治体を抽出

*居住支援協議会未設置（R7年9月末現在）

- ・政令指定都市：5市
- ・中核市：42市

② 集合形式の研修会を開催

*高齢者の住まい確保に関する現状と課題

*活用可能な最新の制度・施策説明

*取組のポイントの解説

*グループワーク

③ 研修会を通じて取組の機運が高まった自治体を選定。
→ 住まい支援の体制構築と事業実施に向けて伴走支援につなげる

2. 事業実施に向けた伴走支援

有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等の支援を実施

○ 事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びアドバイス

- ・有識者や自治体職員等による支援チームを構成
- ・実態把握を行った上で、課題と取組の方向性等について意見交換や検討等を行うに当たり、有識者や自治体職員・厚生労働省職員・国土交通省職員等を派遣してアドバイスを行う。

3. 全国展開に向けた取組

- 取組事例と住まい支援の課題・解決策を考える事例集の作成、フォーラムの開催による普及



○自治体における地域の実情を踏まえた対応方策の検討

・ 実態把握

大家の入居制限、支援機関と不動産事業者とのつながり 等

・ 庁内外の関係者調整、ネットワーク構築

庁内連携体制、行政と社会福祉法人・不動産団体等との協働体制

・ 住まい支援の具体的な事業化を検討

住まい支援の担い手発掘、住まい支援体制の検討 等

地域支援事業交付金等

支援

○ 事業の実施

- ・地域における住まい支援体制の構築
- ・住まいに係る相談対応
- ・社会福祉法人によるアセスメント、生活支援の実施 等



令和8年度当初予算案 20百万円 (10百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 離島・中山間地域等で介護サービスの提供体制を確保していくため、複数町村との連携や関係事業所との協議の実施、ホームヘルパー養成などの地域の実情に応じた人材の確保対策の実施に向けて、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等を実施する。
- 特に、2040年に向けて人口減少が進む地域においてサービス提供を維持・確保できる体制を整備するため、市町村の判断で柔軟なサービスの提供を可能とする「離島等相当サービス」の活用を促進するための事業を実施する。

2 事業の概要・実施主体等

下線部の事業において拡充対象・(*)は一部拡充対象

【都道府県が行う事業】

- 離島・中山間地域を抱える市町村とのサービス確保対策検討委員会等の開催
- 離島等相当サービス等の導入によるサービス確保対策に向けた市町村への伴走支援
 - ・需要等分析、基準緩和策の提案、条例制定支援、市町村内検討会の開催支援等
- 離島・中山間地域特有の課題解決のため複数町村との連携会議の開催支援
 - ・外国人介護人材の受入体制整備や、地域内での人材育成など、都部地域での一体的取組の検討

【市区町村が行う事業】

- 管内関係者との事業推進会議の開催、国や都道府県の制度についての周知
- 地域内での人材養成等、介護サービス提供体制に向けた試行的事業の検討実施
- 離島等相当サービス等の導入に向けた関係者協議会の開催等
 - ・管内事業者等との検討会の開催、事業者の提供体制の整備・事業運営支援等
- 管内関係事業所協議会の実施
 - ・地域での介護体制の維持に向けた介護事業者や他業種の民間企業等含めた関係者協議会の実施

【離島・中山間地域等での介護サービス確保等のために行う事業】

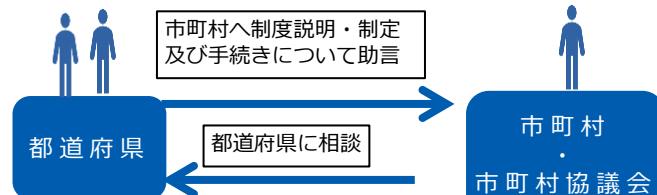
- 介護事業者と地元学生との懇談の場など介護人材の確保に向けた事業
- 介護事業者間や各民間企業等との連携等に向けた支援
- 地域特有の課題に対応したサービス提供体制の確保対策 (*)
 - 例 離島のサービス提供に当たって船賃が必要な場合における交通費の支援など

【実施主体及び補助率】

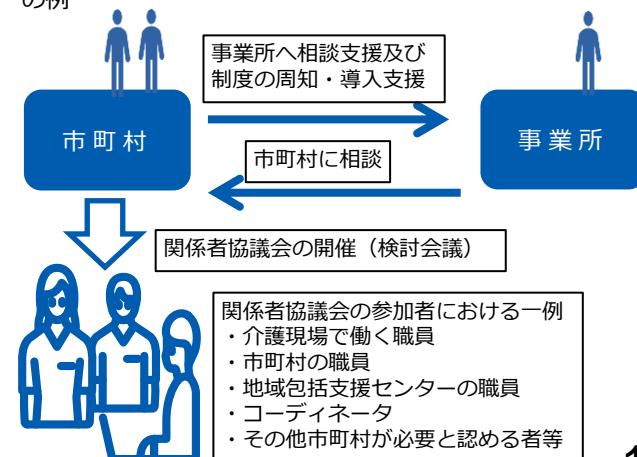
- **都道府県・指定都市・中核市【国1/2、都道府県等1/2】**
※ 基金事業「離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業」と合わせて実施する場合、
国3/4、都道府県等1/4
- **市区町村【国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4】**
・本事業以外の介護サービス確保等の事業を実施し、地域づくり加速化事業による支援を受けている場合
国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6)
※ 実施主体は、「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準」又は
「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」に掲げる地域を管轄する自治体に限る。

3 事業のイメージ図

【都道府県が行う事業】※離島等相当サービス等導入などサービス確保対策に向けた市町村支援の例



【市区町村が行う事業】※離島等相当サービス等などサービス確保の実施に向けた関係者協議会の開催等支援の例



※メニュー事業の全体

令和8年度当初予算案 86億円（97億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和6年度交付実績：44都道府県）※下線(令和8年度拡充分)

参入促進

- 地域における介護のしごとの魅力発信
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援
- 介護未経験者に対する研修支援
- 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一連的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンター・シルバーパートナーシップセンター等との連携強化
- 人材確保のためのボランティアポイント活用支援
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備
- 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方や常勤職員として働きやすくなるための環境整備のための支援
- 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化
- 訪問介護における人材確保のためのタスクシェア・タスクシフトの推進支援
- 中山間・人口減少地域等に存在する通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の推進支援
- 訪問介護事業所のサテライト(出張所)設置の推進支援

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修
 - ・介護支援専門員法定研修講師養成及び資質向上
- 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握
- チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域における認知症施策の底上げ・充実支援
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- 介護施設等防災リーダーの養成
- 外国人介護人材の研修支援
- 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援 等

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備
 - ・介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー(介護ロボット・ICT)の導入支援(拡充・変更)
 - ・総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援
- 介護職員に対する悩み相談窓口の設置
- ハラスメント対策の推進
- 若手介護職員の交流の推進
- 外国人介護人材受入施設等環境整備
- 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業
- 地域のケアマネジメント提供体制確保支援 等

タスクシェア・タスクシフトの推進支援

令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数（一）※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 5.9億円

1 事業の目的

介護分野に限らず様々な業種で人材確保が課題となる中で、訪問介護の深刻な人手不足に対応し、在宅で暮らす高齢者の生活を継続的に支える観点から、**地域のボランティア組織や福祉的就労機関、民生委員や家政婦（夫）、退職後の高齢者、学生・若者など地域の多様なリソース**を地域の支援体制に組み込み、訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトを全国的に推進することで、**介護人材の負担軽減と地域における持続可能なサービス提供体制の維持・強化**を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

（1）事業の概要

訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトを全国的に推進する観点から、都道府県が行う、**訪問介護事業者と地域の多様な人材等との連携・調整のほか、研修制度の構築や地域資源とのマッチング、業務の切り分けに関するガイドラインの作成等**を支援

（2）実施主体

都道府県（社会福祉協議会や福祉人材センター等への委託可能）

（3）補助対象経費

以下の取組に必要な経費

- ✓ 家政婦（夫）との協働モデルの構築と研修受講要件緩和（総合事業）の検討
- ✓ 地域ボランティア・学生等とのマッチング支援（人材バンクの整備等）
- ✓ 業務の役割分担ルールの策定や実証事業の実施
- ✓ 先進的な共生型生活支援体制の構築に資する調査研究
- ✓ ケアマネ事業所や包括支援センターとの連携体制の構築等

（4）補助率及び事業スキーム 補助率 国：2／3



3 事業のイメージ図

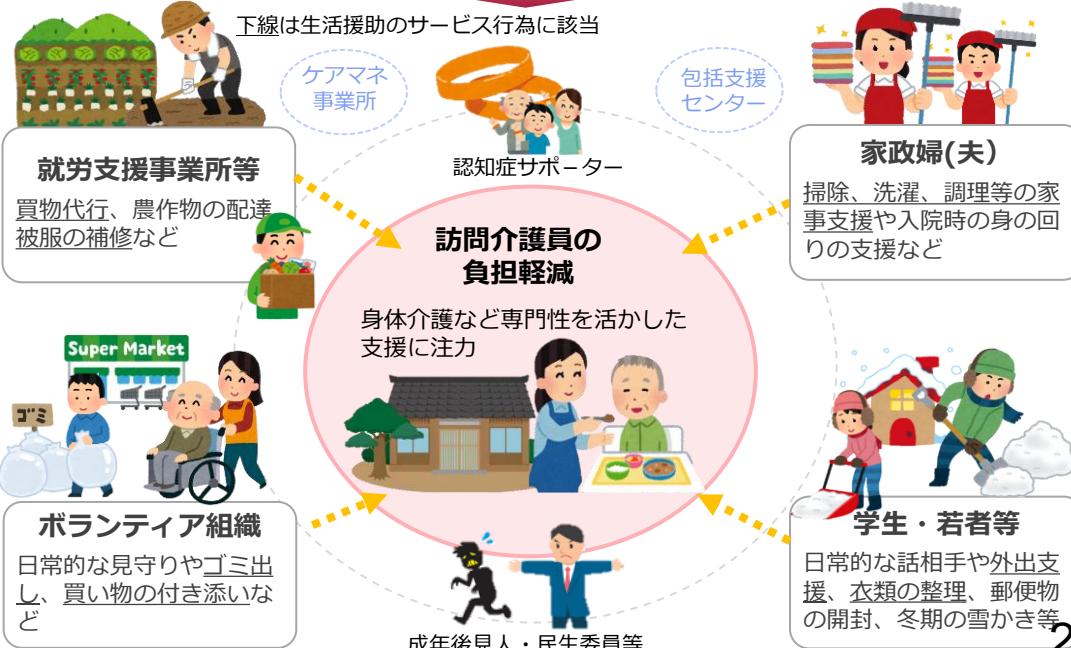


85歳以上人口の増加

※ 85歳以上になると要介護認定率は上昇

（参考）業務分担のイメージ

下線は生活援助のサービス行為に該当



通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の推進支援

令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数（—）※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 11億円

1 事業の目的

近年、訪問介護事業所の休止・廃止により、特に人口減少が進む中山間地域等において、地域内に訪問介護サービスを提供する事業所が1か所も存在しない地域が生じている。一方、**これらの地域には通所介護が残存**している場合が多く（※）、こうした**既存の事業所の役割の多機能化（訪問機能の追加）を支援**することで、地域における在宅介護のインフラを効率的かつ迅速に再構築し、**将来にわたって安定的な訪問介護サービスの提供体制の確保**を図っていく。

（※）介護サービス情報公表システムのオープンデータによると訪問介護事業所のない自治体は全国に約100町村程度存在（令和6年12月末）。そのうち**約8割**の町村には**通所介護、地域密着型通所介護のいずれかの事業所が存在**。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

（1）事業の概要

訪問介護サービスの提供主体が存在しない、または必要なサービス提供が困難な状況（提供回数や移動距離等を勘案）にある地域に所在する通所介護事業所等に対して、

- ・ 訪問機能の導入に向けた伴走支援（導入前支援）
 - ・ 訪問機能の導入にかかる初期費用の助成（導入時支援）
 - ・ 訪問機能の導入から一定期間の定額補助（導入後支援）
- を行うことにより、初期コストの負担や収支が安定するまでの損失リスクを緩和しながら、訪問介護事業への参入の意思決定を後押しし、**通所介護事業所の多機能化（訪問機能の追加）を推進**する。

（2）実施主体

都道府県

（3）具体的な補助要件や補助内容等

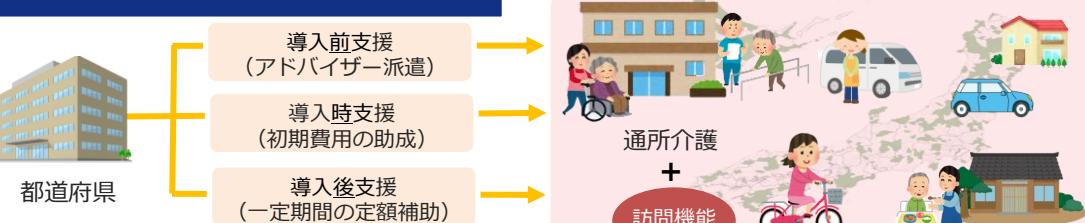
右図参照

（4）補助率及び事業スキーム

補助率 国：2／3



3 事業のイメージ図



1. 補助対象要件（地域要件・事業所要件）

対象となる地域

訪問介護事業所が1か所もない、または必要なサービス提供が困難な状況（提供回数や移動距離等を勘案）にある地域

対象となる事業所

左記地域に所在する**通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所**

2. 具体的な補助（支援）内容

訪問機能導入支援 アドバイザーの派遣

- ・都道府県に訪問機能の導入を支援するアドバイザー（訪問介護の管理者経験者等を想定）を配置し、管内の補助対象地域の通所介護事業所への伴走支援（指定取得、人材育成など）を行う。

訪問機能追加に必要な初期費用の助成

- ・訪問機能の導入に必要な電動自転車の購入費用や事業所のホームページの改修費用、地域住民等への広告費用、ヘルパーのユニフォームの購入費用など初期費用の財政支援を行う。

訪問機能導入から一定期間の定額補助

- ・訪問機能の導入から一定期間（6か月間又は訪問回数が300回／月に達するまでの間）訪問1回につき定額補助を行う。



訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の推進支援

令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 人口規模が小さく、介護ニーズが限定的な中山間・人口減少地域等においては、安定的な経営に必要な利用者数の確保が難しく、事業者の新規参入が進みにくい状況にある。
- こうした地域においては、画一的な人員配置基準に縛られることなく、地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能となるサテライト（出張所）の設置が有効と考えられるが、制度の認知不足や初期費用の負担が障壁となり、全国的な普及には至っていないのが実情。
- このため、これらの障壁の解消を図るため、拠点設置時の初期費用等に対する支援措置を講じることにより、サテライトの設置を促進し、訪問介護サービスの提供体制の維持・確保を図っていく。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

（1）事業の概要

通常の事業の実施地域を越えて、サテライト（出張所）を設置する訪問介護事業所に対して、

- ・ 制度の周知や設置に向けた伴走支援（導入前支援）
- ・ 設置にかかる初期費用の助成（導入時支援）
- ・ 一定期間のランニングコストの助成（導入後支援）

などを実施することにより、サテライト設置に伴う制度的・運営的な課題の解消を図りつつ、事業者の意思決定を後押ししていく。

（2）実施主体

都道府県

（3）具体的な補助要件や補助内容等

右図参照

（4）補助率及び事業スキーム

【事業スキーム】

補助率 国：2／3

補助

都道府県

補助

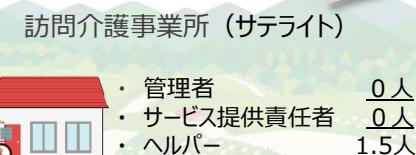
サテライトを設置する訪問介護事業所

3 事業のイメージ図

近隣の市町村



中山間・離島等



※
設
置
要
件

- ✓ 利用申込みにかかる調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること
- ✓ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との相互支援が行える体制にあること。
- ✓ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること
- ✓ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること
- ✓ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること

導入前支援

- ・ サテライト設置に関する要件や手続き等を整理したガイドラインの配布
- ・ 事業者向け説明会や相談窓口の設置、アドバイザーを派遣した伴走支援など

導入時支援

- ・ 備品（机、椅子、パソコン、通信機器等）購入費用の補助
- ・ 訪問用自転車など移動手段の確保にかかる費用の補助など

導入後支援

- ・ 一定期間のサテライトの賃借料の補助
- ・ サテライトまでの交通費（離島等への船代含む）やガソリン代、宿泊料の補助など

都道府県

地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業

令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の86億円の内数（一）※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 14億円

1 事業の目的

- 複合的な課題を抱える高齢者の増加に伴い、ケアマネジャーの役割の重要性が増大している一方で、ケアマネジャーの人数や居宅介護支援事業所数は減少傾向にある。利用者のために質の高いケアマネジメントを実現する観点から、ケアマネジャーがケアマネジメント業務に注力することができるよう、業務負担を軽減しつつ、なり手を確保していくことが喫緊の課題である。
- こうした中で、地域の高齢者に対して適切なケアマネジメントが提供されるよう、地域の特性に応じたケアマネジャーの人材確保体制の構築やタスクシフト支援、事業所規模や地域の特性に合わせた経営改善支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

①介護支援専門員人材確保支援事業

（1）概要

地域におけるケアマネジャーの人材確保のため、中山間・離島等地域における採用活動の支援、「潜在ケアマネジャー」の復職等、人材確保に資する取組等を支援する。

（2）補助対象経費（例）

ア. 中山間・離島等地域における採用活動
イ. 「潜在ケアマネジャー」の実態把握や事業所とのマッチング、復職後の相談対応や環境整備の支援 等

②介護支援専門員業務負担軽減支援事業

（1）概要

介護支援専門員の業務負担軽減のため、事務的な業務のタスクシフト支援、シャドウワークに関する相談窓口の設置等の取組を支援する。

（2）補助対象経費（例）

ア. 事務職員の採用や研修の支援
イ. 公共的な団体による業務の受け皿創設支援
ウ. シャドウワークに関する相談窓口の設置

③居宅介護支援事業所経営改善支援事業

（1）概要

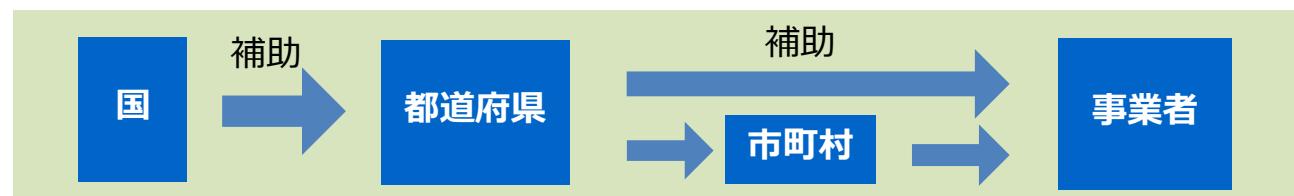
居宅介護支援事業所等の経営改善のため、専門家の派遣やケアマネジャーが長く働き続けられる勤務環境の整備等を支援する。

（2）補助対象経費（例）

ア. コンサルの派遣による、加算の新規取得や職員の待遇改善、大規模化・協働化等の経営改善支援
イ. 利用者確保のための広報活動支援

実施主体：都道府県

負担割合：国：2／3、都道府県1／3



介護職員処遇改善加算等の取得促進事業

令和8年度当初予算案 3.0億円 (2.2億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護職員等処遇改善加算について、加算未取得事業所の新規加算取得や加算既取得事業所のより上位区分の取得の促進を引き続き強力に進めるため、専門的な相談員（社会保険労務士など）によるオンライン個別相談窓口の設置等により、介護サービス事業所等に対する個別の助言・指導等の支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

成果目標

- 本事業により、専門的な相談員（社会保険労務士など）によるオンライン個別相談窓口の設置等により、個別の助言・指導等を実施し、加算の算定率の向上を図る。

※令和8年度においても引き続き介護職員等処遇改善加算の取得促進を強力に進めるため、個別の助言・指導等の支援の拡充を図る。

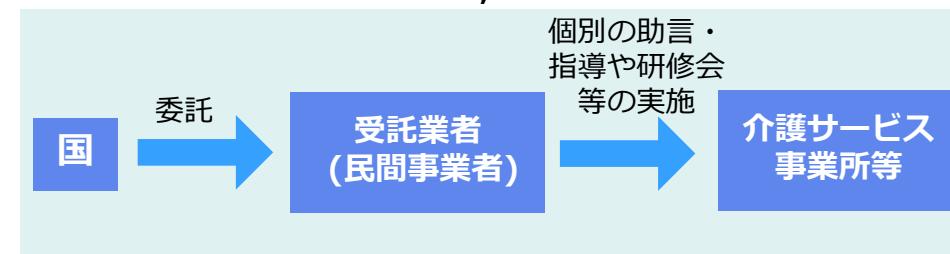
所要額

- 介護保険事業費補助金：257,572千円
- 要介護認定調査委託費： 39,246千円

○事業スキーム（補助事業：257,572千円）



○事業スキーム（委託事業：39,246千円）



科学的介護データ提供用データベース構築等事業

令和8年度当初予算案 3.6億円 (4.2億円) ※ () 内は前年度当初予算額 ※令和7年度補正予算額 2.2億円 ※デジタル庁計上

※匿名LIFEの運用保守は、国庫債務負担行為（令和6～8年度）顕名LIFEの工程管理は、国庫債務負担行為（令和7～8年度）

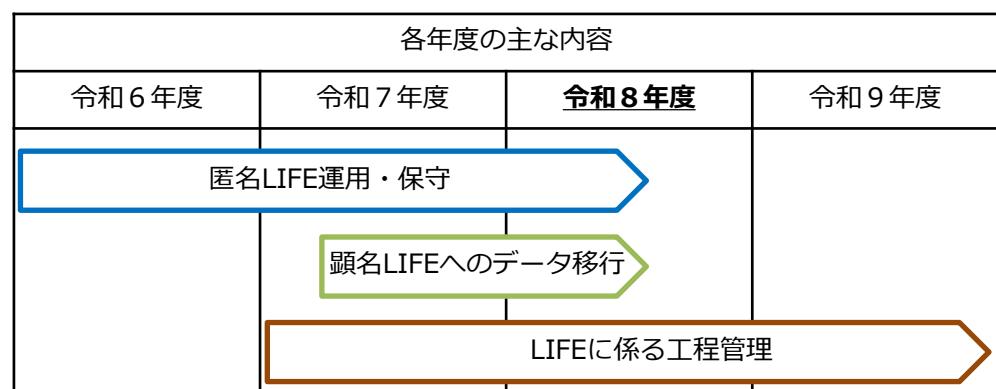
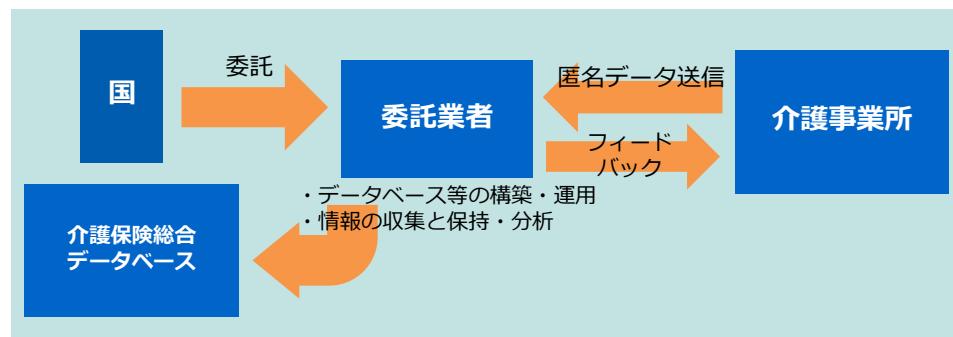
1 事業の目的

- 介護サービスの質向上に向けて、令和3年度から運用を開始した科学的介護情報システム（LIFE）を活用したPDCAサイクルを推進するため、取得したデータの分析結果等について、介護事業所に提供を行っている。
- LIFEシステムは令和7年度以降、介護情報基盤の運用開始に伴って顕名データを収集し利活用するLIFEシステム（顕名LIFE）に変更になる予定。これを踏まえ、本事業では、既存の匿名データを収集するLIFEシステム（匿名LIFE）の運用・保守及び顕名LIFEの工程管理を実施する事業として位置づける。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 事業の概要
 - 匿名LIFEの運用・保守を行う。
 - 令和7年度以降より運用を開始する、国保中央会所管の顕名LIFEへの移行に向けたデータ移行を行う。
 - 顕名LIFEの開発に係る要件定義、関係者調整等の工程管理を行う。

○ 事業スキーム



○所要額

- (項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費
 (目) 情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費：358,068千円

○実施主体：民間事業者

科学的介護に向けた質の向上支援等事業

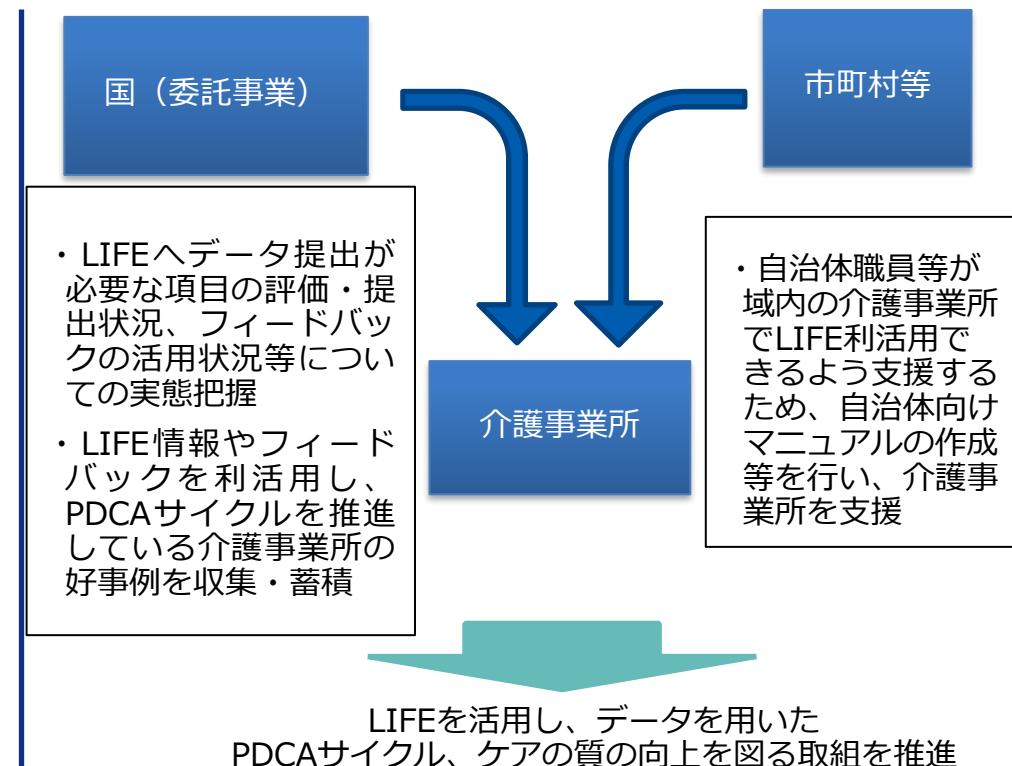
令和8年度当初予算案 39百万円 (40百万円) ※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 50百万円

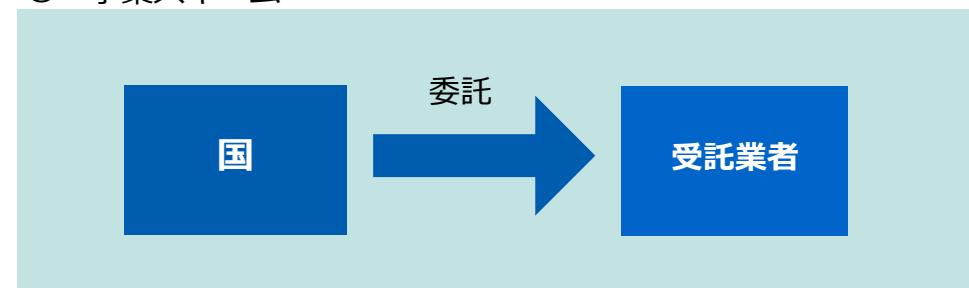
1 事業の目的

- 科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的とし、科学的介護情報システム（以下「LIFE」という。）を用いた厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクル、ケアの質の向上を図る取組を推進するため、介護事業所及び自治体におけるLIFEの利活用を支援するための研修会の開催及びマニュアルの作成等を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



○ 事業スキーム



- 所要額 39,083千円
 - (項) 介護保険制度運営推進費
 - (目) 職員旅費：3,229千円 委員等旅費：692千円
要介護認定調査委託費：35,162千円

○ 実施主体：民間事業者

介護サービス情報公表システム整備等事業 (デジタル庁一括計上)

令和8年度当初予算案

3.8 億円 (1.2 億円) ※()内は前年度当初予算額 ※令和7年度補正予算額 8.1億円

4年国債 3年目 令和8年度歳出化額3.8億円【R7-9年度：総額8.3億】

1 事業の目的

- 介護保険法第115条の35に基づく介護サービスの情報公表制度の円滑な実施のため、国において「介護サービス情報公表システム」を構築しており、また、本システムの基盤を活用したサブシステムにより、介護事業者の負担軽減のためのオンライン指定申請、生活支援サービスの公表、介護サービス事業者経営情報の把握、災害時の被災情報の把握などを実施するための運用・保守を行う。
- 令和6年度に国庫債務負担行為により令和6年度から令和9年度までの運用・保守の契約を行っており、令和8年度は、その運用・保守に係る令和8年度分の費用の歳出化を行う。

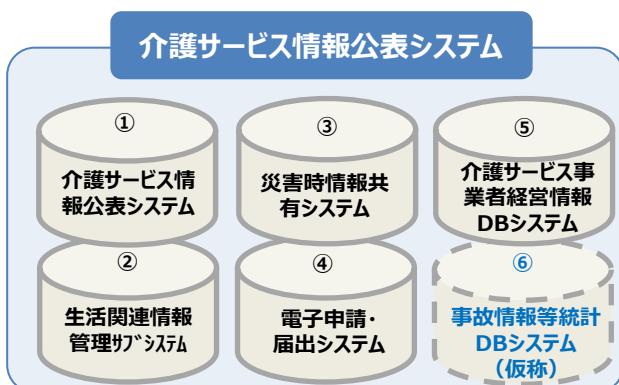
2 事業の概要・スキーム

【事業の概要等】

○ 介護サービス情報公表システム運用・保守

- 介護保険法に基づく介護サービス情報公表制度を円滑に実施するためのシステムやその他サブシステムを含めた当該システム全体の運用・保守

(参考) 介護サービス情報公表制度の仕組み



3 実施主体等

【実施主体】

- 国から民間事業者へ委託



【補助率】

- 国10/10

令和8年度当初予算案 3.2億円（3.2億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 5.6億円

1 事業の目的

介護現場における更なるテクノロジーの活用推進について、単なる効率化ではなくケアの質の向上に資する生産性向上の取組であることが重要であるため、介護テクノロジー等にかかる実証を実施し、更なるエビデンスの充実を図る。また、令和7年度補正予算において実施するCARISO（CARe Innovation Support Office）について、その機能を補完するための支援（実証フィールドの提供等）を実施するとともに、生産性向上の取組（在宅環境含む）のロールモデルの調査・研究等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

（1）効果測定事業

- 実証フィールド事業所等の協力を得て、介護テクノロジー等を導入・活用した大規模実証・検証

（2）福祉用具・介護テクノロジー実用化支援・調査・広報等一式

- 介護テクノロジー等に係る生産性向上の取組の情報発信や生産性向上の取組（在宅環境含む）のロールモデルの調査・研究等を行う
 - ・テクノロジー等を活用し職員の負担軽減やより良いサービス提供につなげている事例の収集
 - ・事業者等向け研修教材等の作成

右記の（※）書き事業は令和7年度補正予算により実施

実施主体

委託

委託先

事業展開

介護施設等

開発企業等

都道府県支援事業・CARISO関連事業

都道府県支援事業（※）：介護生産性向上総合相談センター（基金事業）の運営支援

CARISO

A.リビングラボ事業

リビングラボ（※）

開発企業等の研究開発から上市に至るまでの各段階で生じた課題等にきめ細かく対応

ニーズ・シーズマッチング支援（※）

介護現場における課題やニーズを収集・公開し、企業同士等のマッチング支援等を実施

介護現場における実証フィールド

全国の介護施設の協力による大規模実証フィールドを提供

B.スタートアップ支援事業

スタートアップ支援（※）

助言、支援策・投資家へのつなぎや表彰等、MEDISOに準じた支援を実施

スタートアップ支援窓口（※）

スタートアップ等の開発企業からの相談対応

使いやすい機器の提供に向けた支援（※）

UIやUXに配慮した使いやすい機器の提供に向けた助言等の支援を実施

効果測定事業

実証フィールド施設等の協力を得て、介護テクノロジー等を導入・活用した大規模実証を実施、検証

福祉用具・介護テクノロジー実用化支援・調査・広報等一式

CARISO関連事業の機能を補完し、介護テクノロジーの開発・普及の各段階にて必要となる各種支援を実施

- ① 開発企業等連絡会・全国シンポジウムの実施

- ② 介護テクノロジー開発の助成金調査、生産性向上の取組（在宅環境含む）のロールモデルの調査・研究

介護テクノロジー導入支援事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数（97億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担軽減を図るとともに、生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質の向上にも繋げていく介護現場の生産性向上を一層推進していく必要がある。
- 職場環境の改善等に取り組む介護事業者がテクノロジーを導入する際の経費を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。

2 補助対象

【介護テクノロジー】

- 「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等（カタログ方式（※）により補助対象の判定）

※（公財）テクノエイド協会が提供する「福祉用具情報システム（TAIS）」において介護テクノロジーとして掲載

【パッケージ型導入】

- 「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合に必要な経費

【その他】

- 第三者による業務改善支援等にかかる経費

4 実施主体、実績

事業	R1	R2	R3	R4	R5
介護ロボット導入支援事業	1,813	2,297	2,720	2,930	316
ICT導入支援事業	195	2,560	5,371	5,075	423

実施主体



3 補助要件等

- 介護ロボット等のパッケージ導入モデルや生産性向上ガイドライン等を参考に、課題を抽出し、生産性向上に資する業務改善計画を提出の上、一定の期間、効果を報告すること
- 第三者による業務改善支援又は研修・相談等による支援を受けること
- 介護情報基盤の利用準備を整えること

【介護テクノロジー（介護ソフト除く）】

区分	補助額	補助台数
○移乗支援 (装着型・ 非装着型)	上限100万円	必要台数
○入浴支援		
○上記以外	上限30万円	

【介護ソフト】

補助上限額	補助台数
● 1~10人 100万円	
● 11~20人 150万円	
● 21~30人 200万円	
● 31人~ 250万円	
※職員数により変動しない場合は一律250万円	必要台数

【パッケージ型導入】

補助額	補助台数
上限400~ 1,000万円	必要台数

補助率 以下の要件を満たす場合は3/4を下限（これ以外の場合は1/2を下限）

介護テクノロジー	【共通要件】
	<ul style="list-style-type: none"> 職場環境の改善を図り、収支が改善がされた場合、職員賃金へ還元することを導入効果報告に明記 従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うこと 利用者のケアの質の維持・向上や職員の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること <p>【入所・泊まり・居住系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置すること <p>【在宅系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度内にケアプランデータ連携システムまたは同等のシステムを利用すること
パッケージ型導入	【共通要件】
	<ul style="list-style-type: none"> 従業員がデジタル中核人材養成研修を受講していること <p>【入所・泊まり・居住系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 見守り、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用すること <p>【在宅系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度内にケアプランデータ連携システムまたは同等のシステムを利用すること

介護生産性向上推進総合事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数（97億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

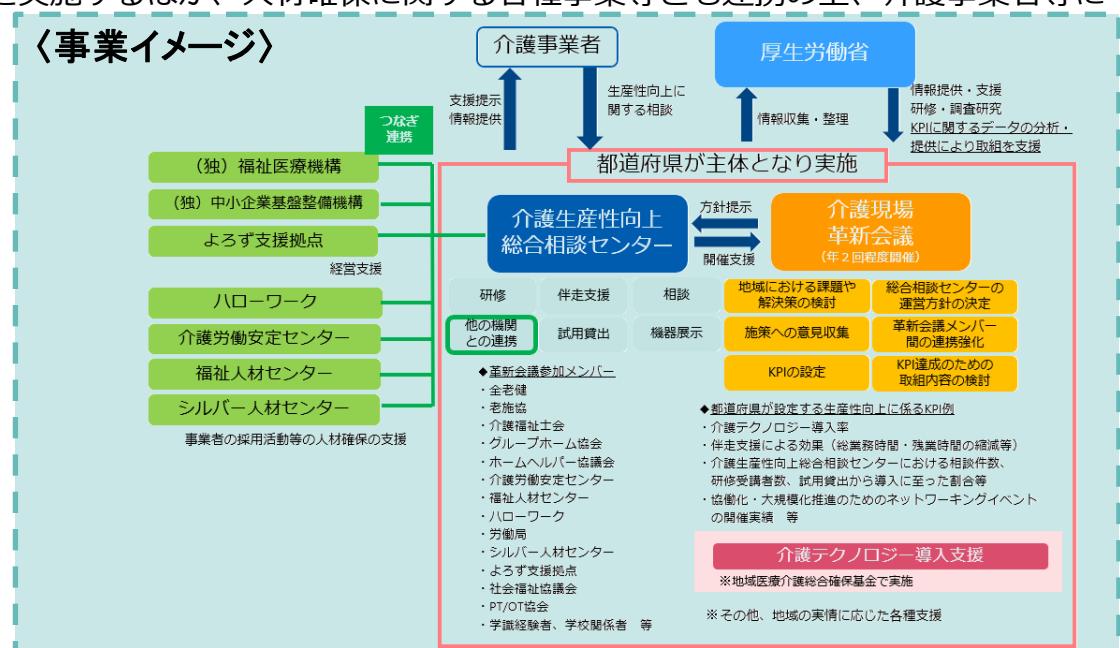
- 都道府県が主体となった介護現場の生産性向上を推進する取組の広がりは限定的であり、また、既存の生産性向上に係る事業は数多くあるものの、実施主体や事業がバラバラであり、一体的に実施する必要がある。
- このため、都道府県の主導のもと、介護人材の確保・待遇改善、介護テクノロジーの導入、介護助手の活用など、介護現場の革新、生産性向上に関する取組について、ワンストップ型の総合的な事業者への支援を可能とする「介護生産性向上推進総合事業」を実施し、様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につなげる。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- 都道府県が主体となり、「介護生産性向上総合相談センター」を設置。介護現場革新会議において策定する基本方針に基づき、介護テクノロジーの導入その他生産性向上に関する支援・施策を実施するほか、人材確保に関する各種事業等とも連携の上、介護事業者等に対し、ワンストップ型の相談支援を実施する。

【実施事項(必須)】

- 介護現場革新会議の開催
- 介護生産性向上総合相談センターの設置
(介護テクノロジー等に係る相談・伴走支援等)
- 人材確保、生産性向上に係る各種支援業務との連携
- その他地域の実情に応じた各種支援事業



実施主体



「介護生産性向上総合相談センター」の設置実績：44都道府県（令和7年11月末時点）

※改正介護保険法により、都道府県が介護現場の生産性向上を推進する努力義務規定が令和6年4月から施行

令和8年度当初予算案 1.2億円（1.3億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保が喫緊の課題とされる中、介護現場の生産性向上を一層推進するため、セミナーやフォーラムの開催等を通じて取組の普及・加速化を図るとともに、介護事業所内でリーダーシップを発揮して取組を推進するデジタル中核人材を育成する。令和8年度は新たに、デジタル中核人材等による伴走支援の効果的なスキームを検討し、モデル的な取組を実施する。
- 加えて、小規模経営をしている法人が安定的に必要な事業を継続していくためには、協働化等の取組を進めていくことが有効であることから、経営の協働化等を地域で進める人材を育成するための調査研究を行う。

2 事業の概要

①生産性向上に係るセミナー等の実施

介護事業所が主体的に生産性向上に取り組めるよう、生産性向上ガイドラインの理解促進、好事例の横展開等を目的としたセミナーや、デジタル中核人材養成研修（所属事業所での活動、他事業所へのコンサルティング活動向け等）、生産性向上の機運を高めるためのフォーラム（介護サービス事業所・関係団体・テクノロジー開発企業の参加を想定）を開催し、生産性向上の取組の普及・加速化を図る。

②介護テクノロジー導入・活用の効果的取組の横展開に関する調査研究

【新規】①で実施するデジタル中核人材養成研修修了者の所属事業所における取組効果を検証し、必要な教材・ツール等の作成・見直しを行う

【新規】①で実施するデジタル中核人材養成研修修了者や研修講師、都道府県担当者による伴走支援の効果的な実施スキームを検討し、モデル的に実施

【新規】小規模事業所等における協働化等を進める人材に求められるスキル等を検討し、人材育成のためのテキストを作成・養成の試行

【継続】介護テクノロジー導入補助金等の効果に関する調査・分析を実施

③「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰」に係る事務局

都道府県との調整や情報の取りまとめ、選考委員会の運営等、事務局としての業務を実施するとともに、表彰を通じた好事例の横展開を図る。

3 実施主体等



4 事業実績等

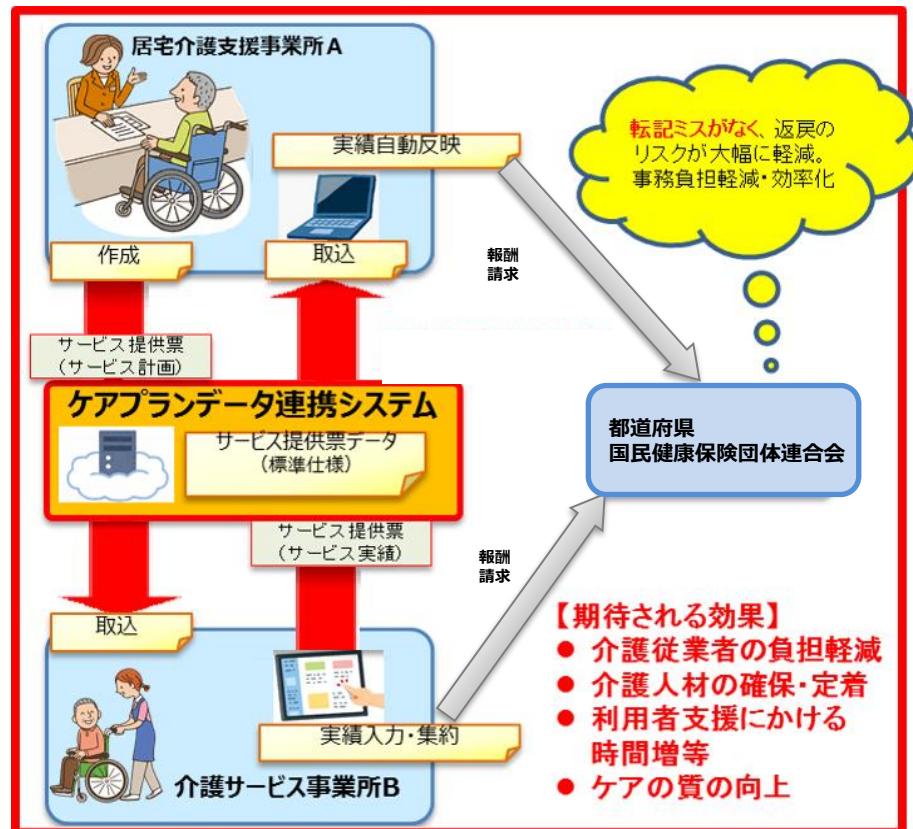
令和6年度 セミナー参加事業所数 4,024

令和8年度当初予算案 1.7億円（1.7億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所等の間でやり取りされるケアプランについて、介護ソフトからオンラインで送受信することを可能とし、事務負担の軽減を図ることを目的として、ケアプランデータ連携システムを公益社団法人国民健康保険中央会に構築（令和5年度本格運用開始）。令和8年度は運営基盤の安定化を図るための予算措置を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等



4 事業実績等

利用事業所数 約2.8万事業所（令和7年8月時点）

(電子申請・届出サブシステムに係る伴走支援事業を統合)

令和8年度当初予算案 0.6 億円 (0.6億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 省力化投資促進プランにおいて、生産性向上の取組の伴走支援や、経営の協働化等を地域で進める際の伴走支援が可能となるように、都道府県に対する支援を実施することが示されている。
- このため、生産性向上の取組を推進する都道府県や市町村に対する各種伴走支援を実施する。

2 事業の概要

【主な支援内容】

1. 小規模事業者等の協働化・大規模化に係る伴走支援

特に小規模事業者にとって、協働化等を進めていくには自治体の支援が重要である一方で、自治体に協働化等のノウハウが不足していることから、協働化等の進め方に係るガイドラインを活用しながら自治体による事業者の協働化支援をサポートする。

2. 電子申請・届出システムに係る伴走支援

本システムを利用開始して間もない地方公共団体向けにセミナーおよび個別相談会を開催。また、本システムを有効活用できていない事業所向けにセミナーを開催。加えて、老人福祉法に基づく申請等について、本システムでの早期のオンライン化に向けた伴走支援を実施するとともに、令和8年度中に地方公共団体ごとの老人福祉法に基づく申請等に係る本システムの利用状況を把握する。

3. ケアプランデータ連携システムに係る伴走支援

自治体に対してアンケート調査を実施し、ケアプランデータ連携システムの利用促進に向けた取組の支援の意向を確認する。その結果を踏まえ、自治体による①オンライン相談会②地域特性の把握③アンケート等の支援を実施する。

3 事業スキーム



(参考) 電子申請・届出システムの利用開始自治体数
 全1,788自治体のうち、
 令和6年度末までに1,395自治体が利用開始済み
 令和7年度末までに1,788自治体が利用開始予定

1 事業の目的令和8年度当初予算案 **125億円** **(125億円)** ※ 左記()内は前年度当初予算額

老健局関係分

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」と令和6年12月に閣議決定した「認知症施策推進基本計画」に基づき、認知症になってからも、希望をもつて自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していく。

2 事業の概要

※金額については、再掲を含む

① 認知症の人に関する国民の理解の増進等 主な予算【67百万円の内数（73百万円の内数）】 : 認知症サポーター等推進事業、認知症普及啓発等事業

- 認知症サポーター等の養成
- 認知症への理解を深めるための普及・啓発

② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 主な予算【94.2億円の内数（94.3億円の内数）】 : 認知症普及啓発等事業、認知症総合支援事業、認知症総合戦略推進事業

- チームオレンジの整備
- 広域的な認知症高齢者の見守りの推進
- 認知症の人と家族への一体的支援の推進
- 認知症バリアフリーの推進
- 認知症本人・家族に対する伴走型支援拠点の整備

③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等 主な予算【93.8億円の内数（93.8億円の内数）】 : 認知症総合戦略推進事業、認知症総合支援事業

- 認知症本人のピア活動の推進
- 認知症カフェへの支援
- 若年性認知症支援体制の拡充

④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 主な予算【86億円の内数等（97億円の内数等）】 : 地域医療介護総合確保基金の人材分等】

- 認知症高齢者等の権利擁護に関する取組の推進

⑤ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 主な予算【191.2億円の内数（202.4億円の内数）】 : 認知症疾患医療センター運営事業、認知症総合支援事業、認知症介護研究・研修センター運営事業、地域医療介護総合確保基金の人材分】

- 地域での認知症医療提供体制の拠点の支援
- 認知症初期集中支援チームの設置
- 認知症介護研究・研修センターの運営
- 認知症ケアに携わる人材育成の為の研修

⑥ 相談体制の整備等 主な予算【88億円の内数（88億円の内数）】 : 認知症総合支援事業

- 認知症ケアパス
- 認知症地域支援推進員の設置

⑦ 研究等の推進等 主な予算【13億円（13億円）】 : 認知症研究開発、認知症政策研究事業】

- 認知症研究の推進等

⑧ 地方公共団体に対する支援 主な予算【0.2億円（0.3億円）】 : 認知症施策推進計画の策定促進事業】

- 認知症施策推進計画策定支援事業

(参考) 令和7年度補正予算額 **5.0億円**・**地方公共団体に対する支援** ○認知症基本法に基づく認知症施策推進事業【5.0億円】

共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく 都道府県・市町村の認知症施策推進計画の策定支援

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3973)

令和8年度当初予算案 23百万円 (30百万円) ※()内は前年度当初予算額

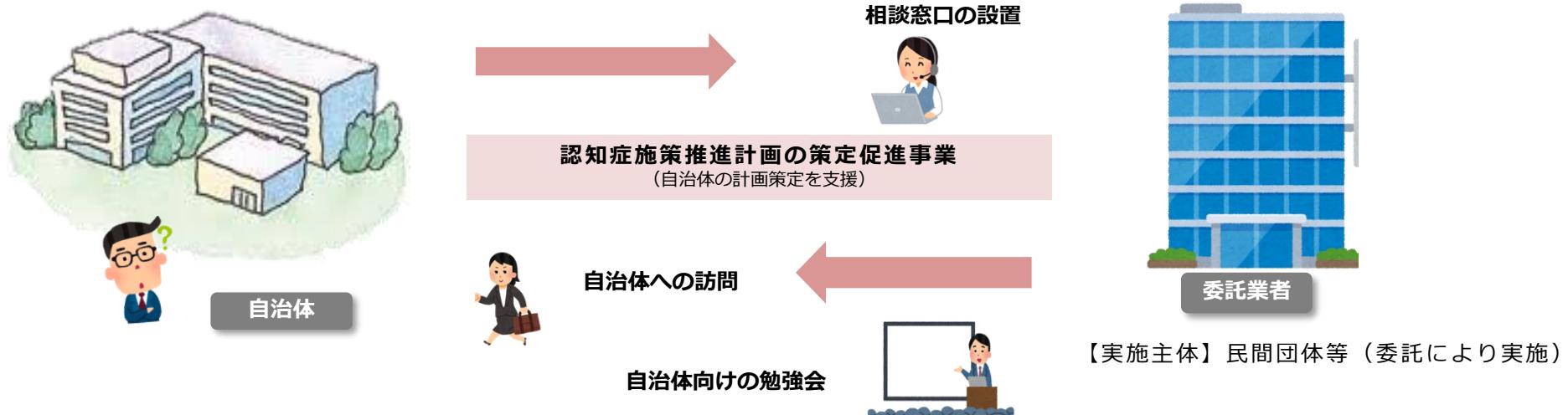
1 事業の目的

令和6年12月3日に閣議決定した認知症施策推進基本計画を検討する関係者会議において、認知症の人が基本的人権を有する個人として認知症とともに希望を持って生きるという「新しい認知症観」に立って施策を推進することの重要性が議論されてきた。

今後、認知症施策推進基本計画を基本として、認知症施策推進計画の策定に着手する自治体が増加していくことが見込まれており、多くの自治体で実効性のある計画が策定されるために、計画策定の準備段階での実務面についてきめ細やかな支援を自治体に対して実施することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

自治体が認知症施策推進計画を策定（準備）する際の困りごとや認知症の人や家族等の意見を丁寧に聞く際の留意点等について、アドバイスを行う窓口の設置等と併せて、認知症施策推進計画の策定に関する自治体向けの情報交換会や勉強会等を開催し、策定促進に向けた支援を実施する



令和8年度当初予算案 地域支援事業88億円の内数 (88億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

認知症になつても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるよう、市町村において、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築、地域の実情に応じた認知症施策の推進、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）の整備を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

○認知症初期集中支援推進事業

「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等に配置し、認知症専門医の指導の下、保健師、介護福祉士等の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人やその家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施する。

○認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、

- ・医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関の連携支援、認知症ケアパスの作成・普及
 - ・認知症の人やその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組、
 - ・認知症カフェ等の設置や認知症の人の社会参加活動の体制整備、認知症の人とその家族を一体的に支援するプログラムを提供するための事業等に関する企画及び調整
 - ・認知症基本法の理念や「新しい認知症観」について、地域住民に普及啓発の取組 等
- を行う「認知症地域支援推進員」を配置する。
- ・自治体において専任の認知症地域支援推進員（定年退職した介護施設・事業所の認知症介護指導者、育児や介護のためにフルタイムで勤務するのが難しい地域包括支援センターに勤務していた社会福祉士等を想定）を配置する際の経費を補助することを可能とする。

○認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

市町村がチームオレンジコーディネーターを配置し、地域の認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みとして「チームオレンジ」を整備し、その運営を支援する。

【実施主体】：市町村

【負担割合】：1号保険料23／100、国38.5／100、都道府県19.25／100、市町村19.25／100

【事業実績】：実施保険者数：1,555保険者※の内数（※）本事業が含まれる地域支援事業の包括的支援事業（社会保障充実分）の実施保険者数

【参考】専任で配置する認知症地域支援推進員について（認知症総合支援事業）※R7拡充内容

認知症地域支援推進員：各市町村が進める認知症施策の推進役であり、地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要役。
市町村に配置されている推進員の合計は全国1,713市町村に8,509人。

市町村における認知症地域支援推進員の適切な配置の必要性

現状の認知症地域支援推進員の課題

- 他の業務と兼務している推進員が多いなど、地域の認知症の人やその家族と向き合うことができていない。
- 市町村に配置されている推進員の合計は、8,509人うち、専従の推進員は、825人（推進員全体9.7%）
- 自治体における実際の推進員の配置状況
 - 指定都市A市（高齢者人口約41万人）
…推進員3名配置（うち、専従2名）
 - 中核市B市（高齢者人口約6万人）
…推進員1名配置（うち、専従1名）※ 認知症施策・地域介護推進課調べ

専任の認知症地域支援推進員を配置することで、認知症の人と向き合う機会が増える



認知症の人等



認知症地域支援
推進員

専任の認知症地域支援推進員を配置することで地域で期待される役割

- 認知症基本法の理念や「新しい認知症観」について、地域住民に普及啓発を行う取組
- 認知症ケアパスの定期的な見直しや周知により、認知症の人又は家族等を含めた地域住民に対して必要な情報を提供する取組
- ピアサポート活動・本人ミーティングのサポート・認知症の人の本人発信のための日常生活のサポート等により、地域の認知症の人本人の発信支援の拡大を行う取組
- 状態像にかかわらず、認知症の人の意向を十分に尊重し、認知症の人や家族の個別の相談支援（時間外の相談やオンライン機器の活用を含む）を行うとともに、認知症の人のアドボケートを行う取組
- 若年性認知症支援コーディネーターと適切に連携し、若年性認知症の人の支援を行う取組（生活課題と就労等や企業との連携）

主として、指定都市、中核市、一般市等の高齢者人口が多い市町村が地域の実情に応じて、専任の認知症地域支援推進員を配置する際の経費を補助することを可能とする

市町村において認知症施策推進計画を策定する際に、認知症の人や家族の意見が反映しやすくなる効果

○令和8年度の方向性

令和8年度においても、引き続き専任の推進員を配置する際の経費を補助し、地域における認知症施策の推進を図っていく。

自治体の相談窓口の設置

②認知症施策推進計画の策定促進事業
(自治体の計画策定を支援)

認知症施策推進計画

自治体



①認知症施策推進計画の策定支援事業
(自治体の計画策定への取組を支援)

認知症総合戦略推進事業

令和8年度当初予算案 5.5億円 (5.5億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

共生社会の実現を推進するための認知症基本法及び令和6年12月に閣議決定した認知症施策推進基本計画に基づき、適時・適切な医療・介護等の提供、若年性認知症の人への支援、地域での見守り体制等を整備し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要（実施主体 ※民間団体等へ委託可）】

1 先駆的な取組の共有や、広域での連携体制の構築 (都道府県)

(主な事業内容)

- ・広域の見守りネットワークの構築
- ・専門職の派遣等による認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動支援
- ・認知症医療と介護の連携の枠組み構築

2 認知症の人や家族が気軽に相談できる体制の構築、認知症の理解の促進構築 (都道府県、指定都市)

3 若年性認知症の人の状態やライフステージに応じた適切な支援 (都道府県、指定都市)

- (1) 若年性認知症支援コーディネーターの設置
- (2) 若年性認知症のネットワークの構築や認知症の人のニーズ把握のための取組
- (3) 若年性認知症の人の社会参加活動の支援
- (4) 若年性認知症支援のための全国的な相談体制の充実
- (5) 若年性認知症の人を地域で支援するためのモデル的な取組

(主な取組例)

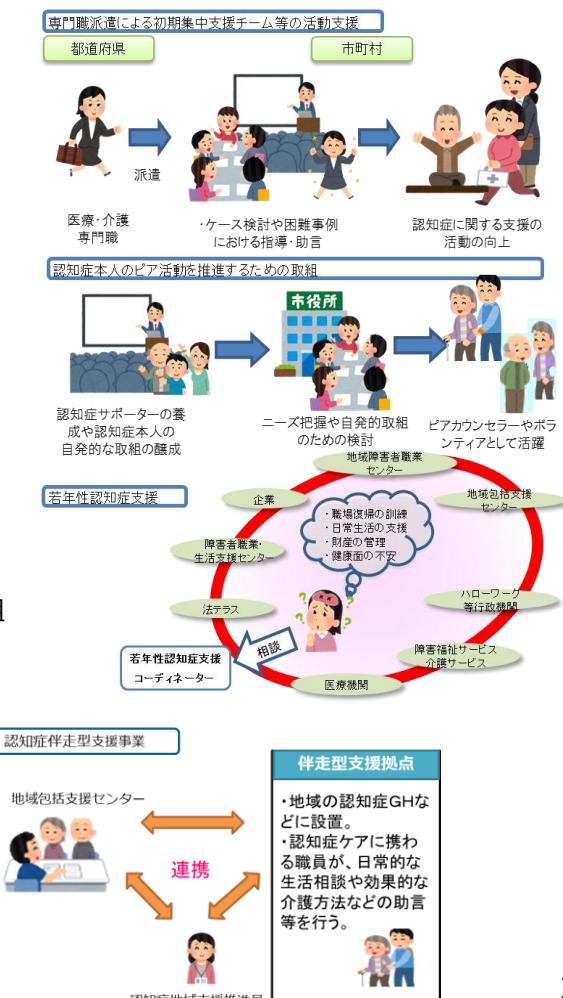
- ・通所介護事業所と若年性認知症の人の活動（就労）の場を提供する企業とのマッチング等を行う取組
- ・若年性認知症の人の家事・育児等の日常生活に関する支援等を行う取組

4 認知症本人のピアサポート活動の促進 (都道府県、指定都市)

従前からのピアサポート活動の事業に加えて、活動を更に推進していくためのピアサポーターの人才培养等の取組をモデル的に実施する事業の創設

5 認知症伴走型支援拠点の整備の推進 (市町村)

【負担割合】 国1/2 ※3 (4) のみ定額



令和8年度当初予算案 13億円（13億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 認知症疾患医療センターの設置・運営を通じて、地域の関係機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施する。
- また、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図り、事業の着実な実施を推進していくことを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】 以下の機能を担う認知症疾患医療センターに対し、その運用に係る経費を補助する。

- ・専門的医療機能 … 鑑別診断とそれに基づく初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症への急性期対応、専門医療相談
- ・地域連携拠点機能 … 認知症に関する情報発信・普及啓発、認知症医療に関する連携体制強化・研修実施
- ・診断後等支援機能 … 診断後の認知症の人や家族に対し、今後の生活等に関する不安が軽減されるよう相談支援を実施
- ・アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療・相談支援等機能 … 当該治療についての相談対応・支援、当該治療の適応外である者への支援等を実施
- ・事業の着実な実施に向けた取組の推進 … 都道府県・指定都市が行う取組への積極的な関与
- ・認知症疾患医療センターの将来的な在り方を見据えたモデル的な取組の実施 … 従前からの運営事業に加えて、センター内で実施するピアサポート活動の更なる充実や管内市町村が設置する認知症初期集中支援チームの活動支援、管内の地域包括支援センター等に対する助言等のモデル的な取組に対する補助（15カ所想定）【拡充】※3/4補助（令和7年度の老健事業での認知症疾患医療センターの機能の在り方の検討を踏まえ、具体的な取組を実施）

【実施主体】

【補助率】

【備考】

・都道府県・指定都市

・国1/2

・（事業実績）全国509カ所、315圏域／全330圏域 ※令和6年12月現在

認知症施策推進基本計画（令和6年12月3日閣議決定）（抜粋）

III 基本的施策

5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

（1）専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備

- 認知症疾患医療センターについて、地域の実情に応じて、認知症の専門相談、鑑別診断、薬物療法・非薬物療法、地域連携、認知症の人やその家族に対する診断後支援までの一貫した支援を実施するため、アルツハイマー病を始め、他の様々な認知症の背景疾患に対応できるよう専門職への啓発を実施するなど、相談機能の充実を含めた認知症疾患医療センターの機能の在り方を検討し、必要な対応を行う。

令和8年度当初予算案 28百万円 (28百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

共生社会の実現を推進するための認知症基本法及び令和6年12月に閣議決定した認知症施策推進基本計画に基づき、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイト及び認知症サポーターを都道府県、市町村、全国的組織を持つ職域団体や企業（以下「養成主体」と総称する。）が養成する際の支援、これらの活動状況の把握や優良活動事例を広く周知する報告会等を行うことにより、地域や職域における認知症サポーターの活動支援を図るとともに、認知症サポーターの士気の向上や、国民の認知症に関する意識の啓発を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

- (1) 認知症サポーター養成講座を円滑に実施するための支援等
(キャラバン・メイト養成研修等の実施や講師派遣、認知症サポーター養成講座にかかる市町村等への運営助言・情報発信、認知症サポーター等のデータ集計・分析・データベース化など)
- (2) 認知症サポーター優良活動報告会の開催や、認知症サポーターの更なる地域での活躍を促進する取組
- (3) オレンジ・チューターを養成するための全国研修の実施
- (4) 認知症サポーターホームページの運用

【実施主体】 民間団体等（公募）

【負担割合】 定額

【事業実績】 公募により選定した1者が上記事業を実施。

認知症施策推進基本計画（令和6年12月3日閣議決定）（抜粋）

III 基本的施策

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等

(2) 社会教育における認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める教育の推進

- 行政職員や日常生活・社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者に従事する者等について、認知症の人の参画も得ながら認知症サポーターの養成を推進し、認知症の人の声を聴くことで、「新しい認知症観」や基本法など認知症及び軽度の認知機能の障害に関する知識並びに認知症の人に関する理解を深めることを推進する。司法職員に対しても、司法府による自律的判断を尊重しつつ、上記施策への参加を働き掛ける。
- 基本計画の策定等を踏まえ、認知症サポーター養成講座のテキストの更なる見直しを行うとともに、認知症サポーターの養成を推進し、地域の実情に応じて、実際に認知症サポーターが認知症の人や家族等の手助けとなる活動につながる環境整備を推進する。

令和8年度当初予算案 3.6億円（3.6億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

今後急速に増加することが見込まれる認知症高齢者に対する介護等の支援を適切かつ効果的に行う観点から、認知症介護研究・研修センターにおいて、処遇技術に関する臨床的な研究を行うとともに、認知症介護に関する研修のための全国的な連携体制（ネットワーク）を形成し、認知症介護の専門職員の養成を行い、全国の介護保険施設・事業所等にその成果の普及を図る。

2 事業の概要

（1）認知症介護の専門技術に関する実践的な研究の実施

- 我が国における認知症高齢者の介護に関する研究の中核的機関として位置づけ、認知症高齢者の介護の専門性を高め、質の高い介護技術を理論化することを目的として、大学や研究機関等との連携による学際的共同研究を推進する。

（2）認知症介護の専門技術に関する指導・普及を行う専門職員に対する養成研修等の実施

- 介護の専門性を高めることを目的に、実践的な介護研修を研修システムを活用しながら体系的に実施し、人材の育成と確保に努める。
- 必要に応じ各地方公共団体等が実施する認知症介護に関する研修に協力。

（3）認知症介護の専門技術に関する国内外の人材交流や各種情報の収集・提供

- 認知症に関する臨床研究のフラッグシップ機関としての機能を維持・発揮するため、これまで取り組んできた認知症ケアに関する研究をさらに発展させ、その成果を国内外に発信し、認知症ケアに関わる人材の育成に活用する。
- 国際的視野に立った研究を遂行するため、先端研究の情報収集とそれらの公開、提供を行うとともに、国内外の研究・研修機関との情報交換と人材交流を積極的に推進する。

（4）高齢者虐待の防止及び養護者支援に関する調査・研究

- 高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項に関する調査及び研究を行う。

（5）認知症地域支援体制構築の検討（東京都のみ実施）

- 認知症地域支援の取組の先進事例等の収集・整理・分析を行うとともに、その分析結果等に基づき、地域資源連携のあり方等を自治体に対して提示し、情報共有とその普及を図る。

3 実施主体等

【実施主体】

認知症介護研究・研修センターを設置する都県市

- 東京都（社会福祉法人 浴風会 東京都）
- 仙台市（社会福祉法人 東北福祉会 仙台市）
- 愛知県（社会福祉法人 仁至会 愛知県）

【負担割合】 定額



東京センター



仙台センター



大府センター

関東・新潟・九州・沖縄地区 北海道・東北・四国・中国地区

中部・近畿地区

認知症研究の推進（認知症研究開発事業、認知症政策研究事業）

令和8年度当初予算案 13億円（13億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」と令和6年12月に閣議決定した「認知症施策推進基本計画」に基づき、共生社会の実現に資するため、認知症の本態解明、予防、診断及び治療等の基礎研究や臨床研究等、認知症に係る研究を推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

継続中の研究

（1）認知症研究開発事業

◆ 認知症臨床研究の中心となるコホート・レジストリ

- ・国際連携の上で創薬が可能な高品質高効率のレジストリを支援
- ・プラットフォーム（全国規模で臨床データを標準化し、カタログ化することでデータシェアリングを促進する研究基盤）研究強化
- ・分散化臨床試験（DCT）の概念を活用した臨床研究実施体制の整備
- ・認知症層別化コホート研究
- ・遺伝性認知症を対象としたコホートを構築し、遺伝性認知症への支援を行うとともに病態解明、バイオマーカー開発、治験を促進

◆ バイオマーカー研究

- ・AD（アルツハイマー病）およびAD以外の認知症診断や治療効果測定に資するバイオマーカーの開発に関する研究

◆ 病態解明を目指した研究

- ・ヒトを対象とする疾患基礎研究とともに、創薬標的から創薬シーズの創出とモデル動物等を用いた薬効評価・毒性評価する研究
- ・アミロイド関連画像異常（ARIA）の発生メカニズムの解明、レジストリ臨床情報を利活用したARIAリスク因子の同定等を目指す研究

（2）認知症政策研究事業

◆ 認知症施策の推進に資する調査研究

- ・独居認知症高齢者の権利利益の保護を推進するための調査研究
- ・認知症観の変遷と現状課題把握のための学際的研究 等

令和8年度新規研究

（1）認知症研究開発事業

- ・認知症発症前～プレクリニカル期～MCI 前期SCD（主觀的認知機能低下）の連続する病態変化を脳内の病変を層別化しながら前向き縦断的に収集するコホート研究を推進する。
- ・住民コホートデータを活用した後ろ向き研究とデジタルデバイスを用いた前向き研究を融合してデータ利活用を推進する認知症の病態解明研究
- ・日本人全ゲノム解析データ等ゲノム情報を用いたアルツハイマー病の疾患修飾薬の探索研究

（2）認知症政策研究事業

- ・認知症施策推進基本計画に基づく今後の認知症施策の推進のための調査研究

【実施主体等】

補助先：（1）国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）

※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

（2）研究者・民間事業者等（公募・指定）

補助率：定額

地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）

令和8年度当初予算案 201億円（252億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 2040年に向けて人口減少、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加が見込まれる中、地域包括ケアシステムを深化させるため、都道府県計画に基づき、地域ごとのサービス需要の変化に応じて地域密着型サービス等の介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 地域医療介護総合確保基金を活用し、都道府県計画に基づき実施する事業を支援 ※配分基礎単価の上限額引上げ

1. 地域密着型サービス等の整備等を支援する事業

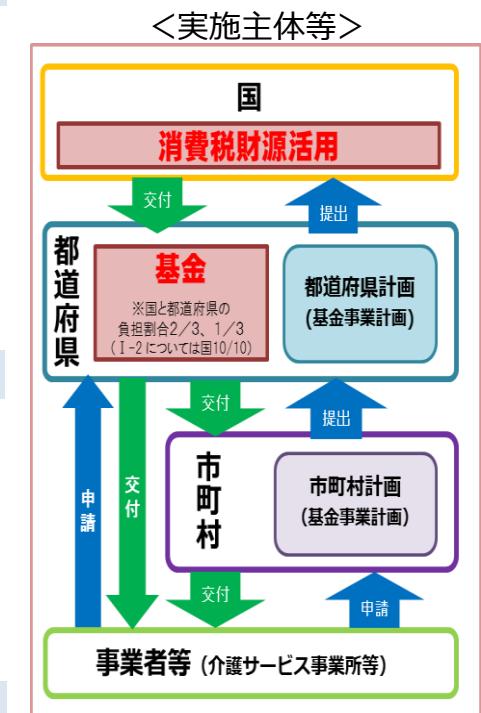
- ① 地域密着型サービス事業所や小規模な介護施設等※を整備等する事業
※ 平成18年度の三位一体改革において、定員30人以上の広域型介護施設等の整備に係る経費は税源移譲（一般財源化）しており、各都道府県が支援を実施。
※ 対象施設を合築・併設する場合は補助単価を5%加算、空き家を活用した地域密着型サービス事業所等の整備も対象
- ② 介護離職ゼロ対象施設等を1施設整備する際に、併せて広域型施設1施設の大規模修繕・耐震化を行う事業
- ③ 災害レッドゾーン・イエローゾーンの老朽化した広域型介護施設等の移転改築（災害イエローゾーンにおいては現地建替を含む）事業
- ④ 大都市において介護施設等の改築・大規模修繕等の工事中の代替施設を整備する事業
- ⑤ 都市部において地域密着型サービス事業所を広域型施設に転換するための整備を行う事業
- ⑥ 過疎地域等において広域型施設等のダウンサイ징や小規模な介護施設等に転換するための整備を行う事業
- ⑦ 都市部・過疎地域等において介護施設等の統合や集約等を行う事業 ※都市部においては補助単価を5%加算

2. 介護施設等の円滑な開設・安定的な運営を支援する事業

- ① 介護施設等の開設準備経費を支援する事業
※ 介護施設等（定員30人以上の広域型施設を含む）の開設に必要となる初度経費を支援
※ 開設には改築による再開時、増床、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト事業所の設置、一定の条件を満たす場合の災害復旧時を含む
- ② 用地確保のための定期借地権の設定の際の一時金を支援する事業 ※一定の条件を満たす場合、普通借地権も可
- ③ 土地所有者と介護施設等を運営する法人等のマッチングを行う事業
- ④ 介護施設等の大規模修繕に併せて行う介護ロボット・ICTの導入を支援する事業
- ⑤ 介護職員用の宿舎や施設内保育施設を整備する事業

3. 介護施設等の利用者の生活環境等の向上に資する事業

- ① 特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ含む）における多床室のプライバシー保護のための改修を行う事業
- ② 介護施設のユニット化のための改修を行う事業
- ③ 介護施設等において看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として改修を行う事業
- ④ 共生型サービスの促進のため、介護事業所において障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備整備を行う事業
- ⑤ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行う事業



令和8年度当初予算案 12億円（12億円）※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 83億円（国土強靭化分を含む）

1 事業の目的

- 高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、都道府県や市町村が作成する整備計画に基づく、施設及び設備等の整備事業について支援し、利用者の安全・安心を確保する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

※ 補助基準単価の上限額引上げ

※ 既存ストックの有効活用の観点から、中長期的な修繕計画の作成を求める

① 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

- 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を支援

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

- 施設の老朽化に伴う大規模修繕や耐震化改修、水害対策に伴う改修等、非常用自家発電設備の整備を支援

③ 社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業

国土強靭化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

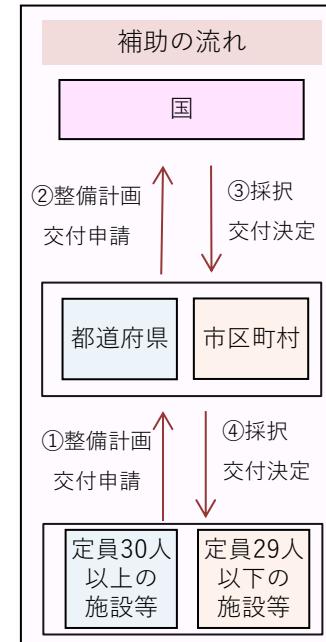
- 社会福祉連携推進法人等の老朽化した広域型施設の大規模修繕等を支援
- 国土強靭化対策と一体的に行う老朽化した広域型施設の大規模修繕等を支援

④ 高齢者施設等の非常用自家発電設備・給水設備整備事業・水害対策強化事業

- 災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力や水の確保を自力ができるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）の整備を支援
- 給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備、水害対策に伴う改修等を支援

⑤ 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業・換気設備整備事業

- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、安全上対策が必要なブロック塀等の改修を支援
- 感染リスクの低減のため、換気設備の設置等を支援



令和8年度当初予算案 在宅福祉事業費補助金 23億円 の内数 (23億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

地震、台風及び豪雨等の自然災害発生時に、被災した高齢者等に対して個別訪問等による早期の状態把握、適切な支援機関へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくるない取組を一定期間（※）集中的に実施し、被災者の孤立を防止する。

※災害の発生より概ね3か月以内の間

2 事業の概要・スキーム

【事業の概要】

平常時 災害発生時に円滑に本事業を開始できるよう、研修等事業を実施する。【拡充】

災害時 被災者の健康支援や福祉ニーズを把握し、適切な支援につなげるため、介護支援専門員等の専門職による個別訪問等を実施する。

保健・医療・福祉チーム

- ・ D W A T
- ・ D M A T
- ・ 保健師等チーム 等

都道府県、指定都市、中核市（被災都道府県等）

※ 民間団体（介護支援専門員等の職能団体等）へ委託可

介護支援専門員等の職能団体から派遣された専門職による

- ・ 状態の把握
- ・ 専門的な生活支援等の助言
- ・ 関係支援機関へのつなぎ

連携・協力

個別訪問

高齢者、障害者、生活困窮者、子育て世帯 等

在宅

車中泊

※直接補助の例

関係支援機関

- ・ 地域包括支援センター
- ・ 基幹相談支援センター
- ・ 生活困窮者自立支援機関
- ・ 保健所、保健センター
- ・ 居住支援法人 等

支援

等の実施
適切な支援機関への
つなぎ

3 実施主体等

平常時（研修等）

【実施主体】 都道府県

【補助率】 2／3

災害時（把握事業）

【実施主体】

ア 直接補助として行う場合
災害救助法の適用を受けた
都道府県、指定都市、中核市

イ 間接補助として行う場合
災害救助法の適用を受けた
市町村、民間団体（介護支援
専門員等の職能団体等）

【補助率】

① 特定非常災害の指定がある場合 10／10

② 上記以外の場合 1／245

令和8年度当初予算案 24億円（22億円）※()内は前年度当初予算額

年金・医療等に係る経費	義務的経費	裁量的経費（社保充）	裁量的経費（左記以外）	復興特会
			○	

1 事業の目的

- 介護保険制度の適正な運営を図るため、自立支援・重度化防止に向けた高齢者の社会参加など老人保健福祉サービスの実施や、虚弱高齢者に対する予防、認知症施策、介護人材確保対策などに関し、審議報告において検討が必要とされた事項等に関する調査研究に取り組む必要がある。
- 本事業は、これらの検討を行うために必要な先駆的、試行的な調査研究事業等に対する所要の助成を行うものであり、今後の介護保険制度の適正な運営及び老人保健福祉サービスの一層の充実に資するために必要な経費である。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

成果目標

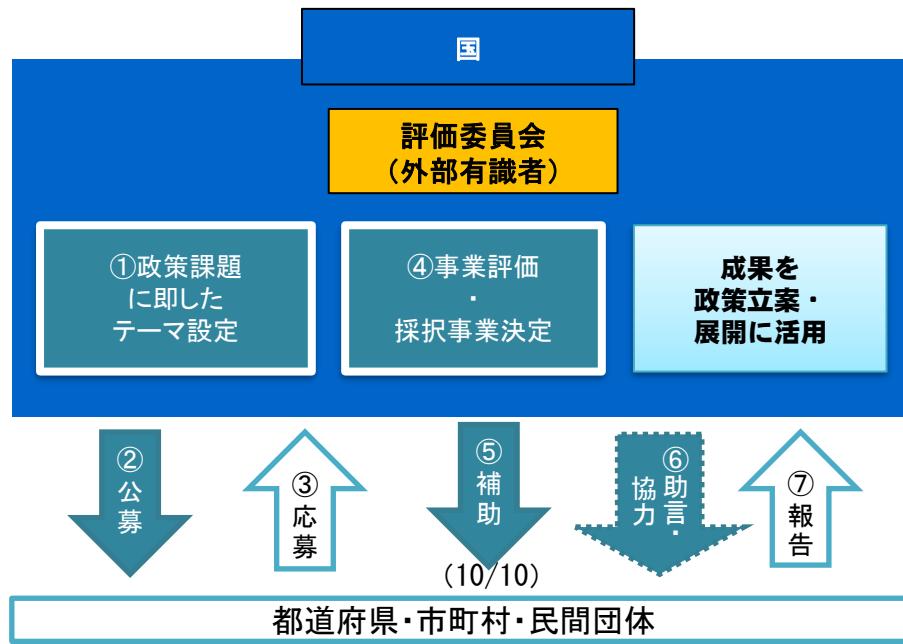
・高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業等に対し助成を行い、もって、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営に資することを目的とする。

・高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等を総合的に支援するため、既存の課題や新たに生じた課題の解決に活用される件数を増やす。

【参考：過去の実績等】

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
年度予算額	24.7億円	24.7億円	24.7億円	24.7億円
採択事業数	152事業	153事業	146事業	152事業
政策の企画・立案に活用された事業数	151事業	149事業	144事業	152事業
採択数のうち、政策の企画・立案に活用された割合	99%	97%	98%	100%

事業スキーム



高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業

令和8年度当初予算案 24百万円 (24百万円) ※()内は前年度当初予算額

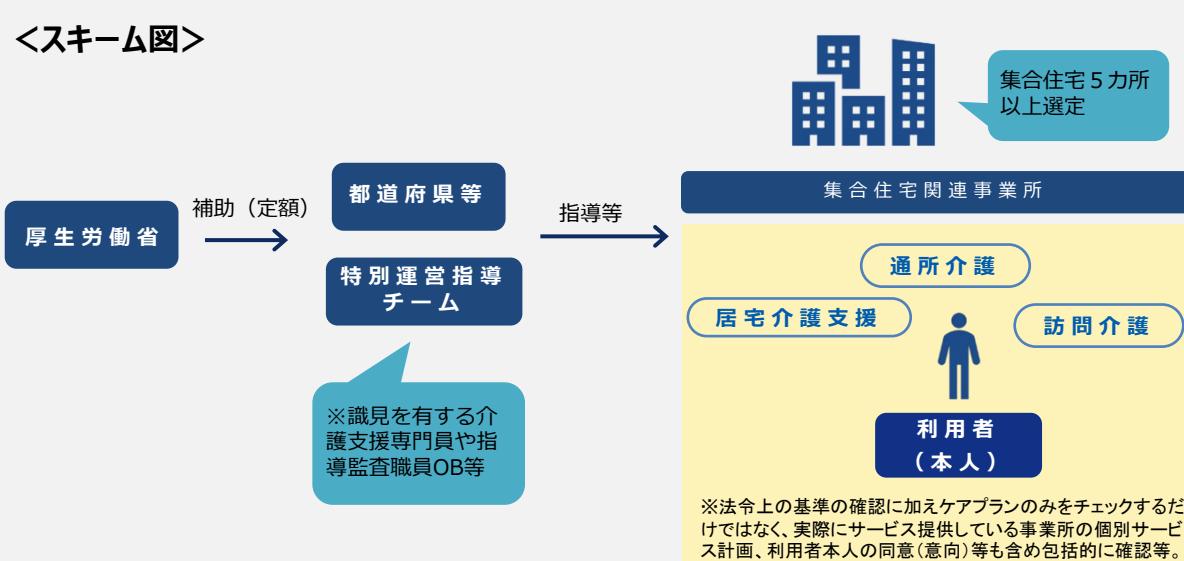
1 事業の目的

- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（以下、「集合住宅」という。）等に併設している介護サービス事業所の行政処分の割合は、併設以外と比較して多くなっているという実態がある。
- このため、主として集合住宅に入居する高齢者に対して介護サービスを提供する事業所（以下、「集合住宅関連事業所」という。）への重点的な運営指導が可能となるよう、都道府県及び市町村における指導体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- 集合住宅関連事業所を指導対象として重点的に選定し、識見を有する介護支援専門員や自治体職員OBを交えた特別運営指導チームを組織して指導・監査等に臨む。
*事務受託法人への一部委託可能。

<スキーム図>



成果目標

- 入居者の自立支援等に繋がらないような不適切な介護保険サービスを提供していると考えられる事業者に着眼し、サービス提供にかかるケアプランの見直し等に基づく返還等により介護給付費の削減を図る。
- 同一自治体内での他の集合住宅関連事業所が行う過大サービス提供への抑止力及び牽制
- 自治体における効果的指導手法の確立
→好事例は全国会議等で紹介

実施主体等

- ◆ 実施主体 都道府県、市町村
- ◆ 補助上限 1自治体250万円(定額)
※実施回数が多い自治体は600万円

高齢者権利擁護等推進事業（介護保険事業費補助金）

1 事業の目的

令和8年度当初予算案 1.2億円（1.2億円）※()内は前年度当初予算額

「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図り、高齢者の権利擁護を推進

2 事業の概要・スキーム

1. 【未然防止】のための支援

①地域住民向けのシンポジウム等の開催

高齢者虐待防止法や身体的拘束等の適正化に関する普及促進、介護保険の適切な利用推進などを目的としたシンポジウム等の開催

②地域住民向けリーフレット等の作成

・高齢者虐待防止法や身体的拘束等の適正化に関する理解、通報・窓口の周知徹底、適切な利用などを推進するためのリーフレット等の作成

・民生委員、自治会・町内会等の地域組織や保健医療福祉関係機関等との協力連携を図るため、高齢者虐待が発生した場合の地域連携体制の構築のためのマニュアルを作成

③養護者による虐待等（セルフ・ネグレクト含む）につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣（アウトリーチ）

養護者による虐待等（セルフ・ネグレクト含む）につながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事例について、市町村・介護支援専門員等と連携の下、必要時専門職を派遣し、介護負担・ストレスの軽減に向けた精神的・医療的な支援や、関係機関・団体へのつなぎ等を実施

2. 【早期発見、迅速且つ適切な対応（悪化防止）】のための支援

①身体拘束ゼロ作戦推進会議

身体拘束廃止に向けた関係機関との連絡調整・相談機能の強化を図るための会議

②権利擁護推進員養成研修

・施設長など介護施設内において指導的立場にある者等を対象に、職員のストレス及びハラスマント対策や利用者の権利擁護の視点に立った実践的介護手法の修得等に関する研修
・介護施設等における虐待防止研修を実施する講師を養成するための研修

③看護職員研修

介護施設等の看護指導者・実務者を対象に、利用者の権利擁護等を推進するための研修プログラムの作成方法の習得や高齢者の権利擁護に必要な援助等を行うための実践的な知識・技術の修得等に関する研修

④市町村職員等の対応力強化研修

市町村職員等を対象にした管内市町村等の効果的な取組事例の紹介等による横展開により対応力の強化を図るための研修

⑤権利擁護相談窓口の設置

困難事例への対応に対する市町村等の助言・支援、養護者や介護職員等からの相談を受け適切な関係機関へのつなぎ支援、成年後見制度の手続きに対する高齢者等に対する相談等を行うため、弁護士・社会福祉士等の専門職を配置した権利擁護相談窓口の設置

⑥ネットワーク構築等支援

高齢者虐待防止及び身体拘束等の適正化に関するネットワークが未整備の市町村に対するアドバイザー派遣や措置に伴うシェルター等居室確保等に係る広域調整等

3. 【再発防止】のための支援

虐待対応実務者会議等の設置

- ・虐待対応実務者会議～都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議を開催し、虐待の発生・増減要因の精査・分析や連絡・対応体制の構築などのため、連携強化を図る
- ・虐待の再発防止・未然防止策検証会議～死亡等重篤事案の虐待が発生した事案の要因分析及び相談・通報から終結までの虐待対応を評価・検証を行い、虐待防止に関する調査計画策定（再発・未然防止策等）の検討を行うために、専門職等のアドバイザーの派遣等の実施
- ・市町村等の指導等体制強化～介護施設等における高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化に係る指導等のための専門職の派遣

東日本大震災の避難指示区域等での介護保険制度の特別措置（復興）

令和8年度当初予算案 4.1億円（5.5億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

保険者（市町村）が、東日本大震災により被災した介護保険の被保険者について、第一号保険料や利用者負担の免除措置を行った場合の財政支援を行うことで、当該保険者の介護保険事業運営の安定化を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

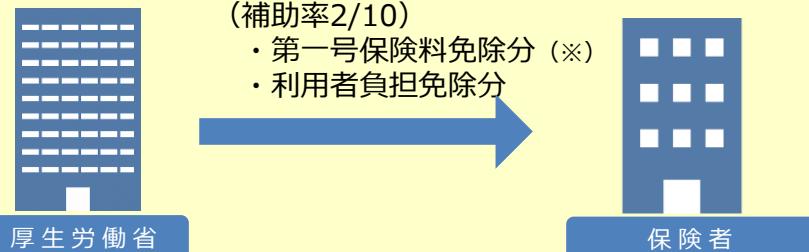
保険者（市町村）が、東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等の住民及び一部上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の住民について、介護保険の保険料や利用者負担の免除措置を延長する場合に、引き続き保険者の負担を軽減するための財政支援を行う。

実施主体：保険者（市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））

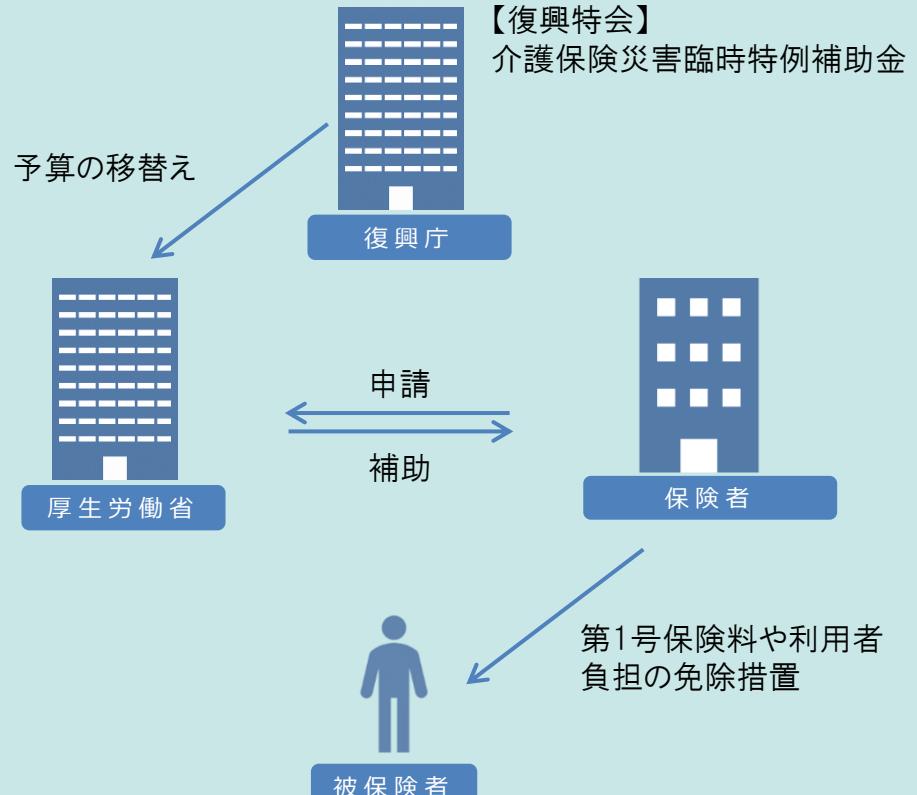
負担割合：国10/10

※ 財源構成割合（復興特会：特別調整交付金）は、令和3年度以降は2:8。

【事業スキーム】



【事業イメージ】



東日本大震災における国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・障害福祉サービス等の特別措置 (窓口負担・保険料の減免)

被災地全域

【震災発生(平成23年3月)から1年間】

- 住宅が全半壊・全半焼した方、主たる生計維持者が死亡したり、行方不明となっている方、東電福島第一原発事故に伴う避難指示区域等^(注1)及び特定被災区域^(注2)の住民の方等について、窓口負担・保険料を免除
- 国により全額を財政支援(平成23年度補正予算 及び 特別調整交付金)

※「特別調整交付金」とは、災害等による窓口負担・保険料減免などによる給付費増などを全国レベルで調整する交付金(国民健康保険等における仕組み)



避難指示区域等

【平成24年度～令和6年度】

- ① 帰還困難区域等の住民
 - 特別措置による窓口負担・保険料の免除を延長。
 - 国により全額を財政支援(復興特会 及び 特別調整交付金)
- ② 避難指示が解除された区域等の住民(上位所得層^(注3)以外)
 - 特別措置による窓口負担・保険料の免除を延長。ただし、対象地域について、令和5年度から段階的に見直し^(注4)。
 - 国により全額を財政支援(復興特会 及び 特別調整交付金)
- ③ 避難指示が解除された区域等の住民(上位所得層)
 - 平成26年10月以降順次、特別措置の対象外^(注5)。
 - 特別措置の対象外となった場合も、本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能^(注6)。



【令和7年度】

- ① 帰還困難区域の住民
 - 特別措置による窓口負担・保険料の免除をさらに1年延長。
 - 国により全額を財政支援(復興特会 及び 特別調整交付金)
- ② 避難指示が解除された区域等の住民(上位所得層以外)
 - 特別措置による窓口負担・保険料の免除をさらに1年延長。
 - ただし、対象地域の段階的見直しにより、
 - ・平成26年までに解除された区域：特別措置終了。
 - ・平成27年に解除された区域：保険料の免除措置終了。窓口負担の免除を延長。
 - ・平成28年に解除された区域：保険料を半額免除。窓口負担の免除を延長。
 - 国により全額を財政支援(復興特会 及び 特別調整交付金)
- ③ 避難指示が解除された区域等の住民(上位所得層)
 - 令和2年以後に解除された区域について、本来の制度により、保険者の判断で、窓口負担・保険料の減免が可能^(注5、6)。



特定被災区域(避難指示区域等以外)

【平成24年9月末まで】

- 特別措置による窓口負担・保険料の免除を延長。



【平成24年10月～令和6年度】

- 平成24年10月以降、特別措置の対象外。
- 本来の制度により、保険者の判断で、窓口負担・保険料の減免が可能^(注6)。
※令和5年度から段階的に見直し。



【令和7年度～】

- 窓口負担・保険料の免除措置終了。

(注1) 「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難奨励地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう(いずれも、解除・再編された場合を含む)。

(注2) 「特定被災区域」とは、災害救助法の適用地域(東京都除く)や被災者生活再建支援法の適用地域をいう。

(注3) 「上位所得層」とは、医療保険では高額療養費における上位2つの所得区分の判定基準を参考に設定(国保・後期高齢者医療では、年収約840万円以上)。介護保険では、その基準に相当する基準を設定。

(注4) 令和5年5月までに解除された地域について、避難指示解除の概ね10年程度で特別措置を終了。特別措置の終了は3ヵ年かけて段階的に行うこととしており、①1年目は保険料の免除を半額とし、②2年目に保険料免除を終了し、③3年目に窓口負担の免除も終了とする。

(注5) 原則として、避難指示等の解除があった年度の翌年度の10月から順次対象外とする。

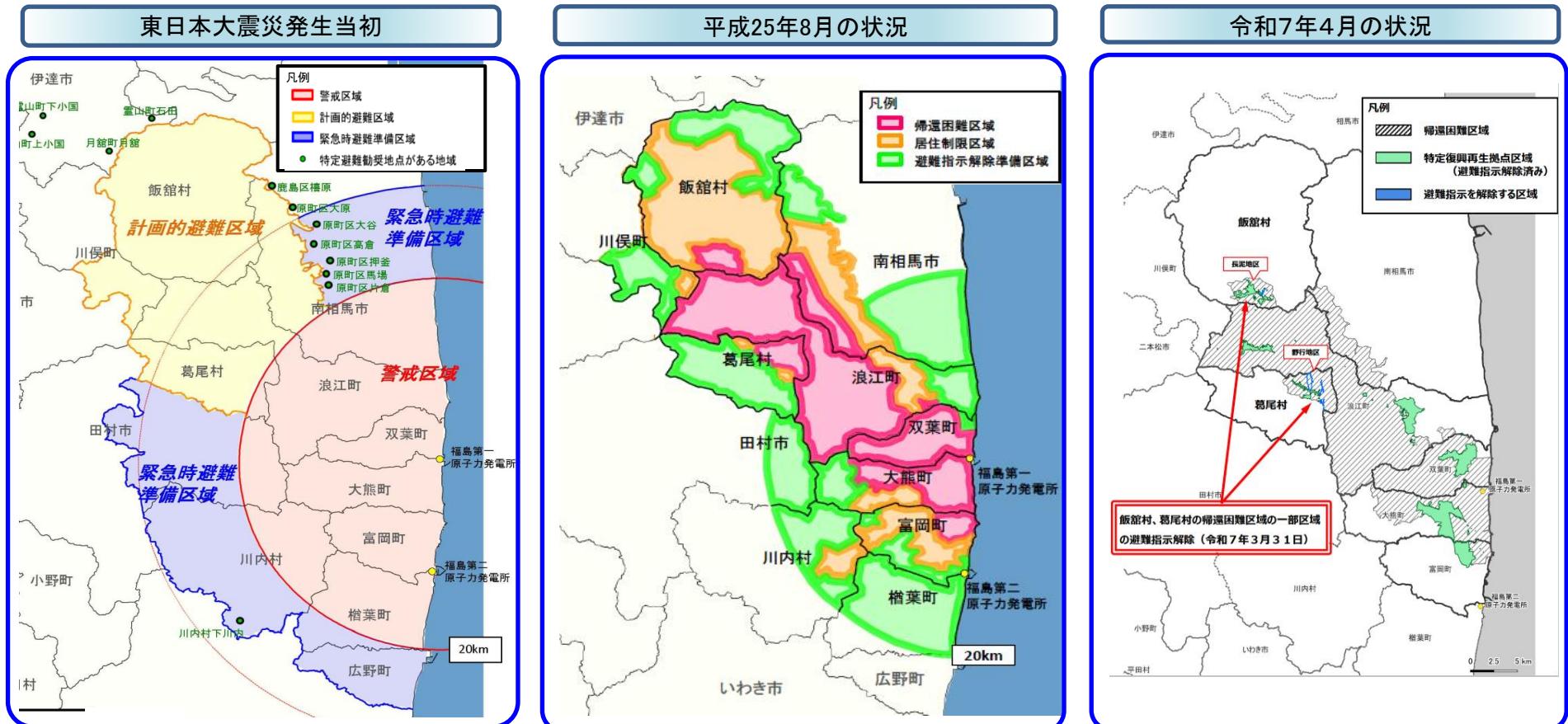
(注6) 一定以上の被災状況にあるときに、窓口負担・保険料の減免を行った場合、国により減免額の8/10以内(障害福祉サービス等にあっては1/2)の額を財政支援(特別調整交付金等)

(※1) (注1)・(注2)区域等の住民については、震災発生後、他市町村へ転出した方を含む。

(※2) 避難指示区域等の窓口負担・保険料の免除措置に対する全額の財政支援の財源構成割合(復興特会・特別調整交付金)は、国保・後期高齢者医療においては、平成26年度以前の8:2から、平成27年度から7:3に、平成29年度から6:4に、令和元年度から4:6に、令和2年度から2:8に変更。介護保険においては、平成26年度以前は全額復興特会であったが、平成27年度から9:1に、平成29年度からは8:2に、令和元年度からは6:4に、令和2年度からは4:6に、令和3年度からは2:8に変更。

避難指示区域等の解除・再編の経過

- 旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む。)の上位所得層は平成26年10月1日以降、特別な財政支援の対象外としている。
- 平成26年度に解除された旧避難指示解除準備区域(田村市的一部分及び川内村的一部分)及び特定避難勧奨地点(南相馬市の指定箇所)の上位所得層は平成27年10月1日以降、特別な財政支援の対象外としている。
- 平成27年度に解除された旧避難指示解除準備区域(楢葉町的一部分)の上位所得層は平成28年10月1日以降、特別な財政支援の対象外としている。
- 平成28年度及び平成29年4月1日に解除された旧居住制限区域等の上位所得層は平成29年10月1日以降、特別な財政支援の対象外としている
- 令和元年度に解除された区域等の上位所得層については、令和2年10月1日以降、特別な財政支援の対象外としている。
- 令和4年度及び令和5年4月1日に解除された区域等の上位所得層については、令和5年10月1日以降、特別な財政支援の対象外としている。
- 令和5年4月2日以降令和5年度中に解除された区域等の上位所得層については、令和6年10月1日以降、特別な財政支援の対象外としている。
- 令和7年3月31日に解除された区域等の上位所得層については、令和7年10月1日以降、特別な財政支援の対象外としている。



【参考】東日本大震災の避難指示区域等での介護保険制度の特別措置

令和8年度当初予算案 4.5億円
 東日本大震災復興
 特別会計

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等の住民及び一部上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の住民について、介護保険の利用者負担や保険料の免除の措置を延長する場合には、引き続き保険者の負担を軽減するための財政支援を行う。（※上位所得者とは、被保険者個人の合計所得金額633万円以上の者）

利用者負担
免除関係

①避難指示区域等の被保険者等の利用者負担額の免除に対する財政支援

()内は前年度当初予算額

2.0億円 (2.2億円)

保険料
減免関係

②避難指示区域等の被保険者等の第1号保険料の免除に対する財政支援

2.1億円 (3.3億円)

③避難指示区域等の被保険者等の第2号保険料の免除に対する財政支援

0.4億円 (0.5億円)



※ 財源構成割合(復興特会:特別調整交付金)を、①②については平成26年度以前は全額復興特会であったが27年度から9:1に、29年度から8:2、令和元年度は6:4、2年度は4:6、3年度は2:8に変更。
 各医療保険者(都道府県国保、国保組合)の③については平成26年度以前は8:2であったが27年度から7:3に、29年度から6:4、令和元年度は4:6、2年度は2:8に変更。

【令和6年度からの見直し内容について】

- ・令和5年以前に避難指示区域等の指定が解除された地域を対象とする。また、避難指示区域等の指定が解除されてからの期間をきめ細かく考慮して施行することとした。
- ・被保険者の急激な負担増を防ぐ観点から、複数年にかけて段階的に見直す。
- ・保険料については、見直し開始年度は保険料の半額の免除に対して財政支援を実施する。
- ・利用者負担については、見直し開始年度及び見直し開始年度の次年度については、被保険者等の利用者負担の減免に対する全額の財政支援を実施する。

震災当時住所を有していた地域	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
平成26年までに解除された地域 広野町、猪葉町（一部）、南相馬市（一部）、川内村（一部）、田村市、特定避難勧奨地点	▲										終了
平成27年に解除された地域 猪葉町（残り全域）	△	▲									終了
平成28年に解除された地域 葛尾村（一部）、南相馬市（一部）、川内村（残り全域）	○	△	▲								終了
平成29年に解除された地域 飯舘村（一部）、浪江町（一部）、川俣町、富岡町（一部）	○	○	△	▲							終了
平成31年に解除された地域 大熊町（一部）	○	○	○	○	△	▲					終了
令和4年に解除された地域 葛尾村（一部）、大熊町（一部※1）、双葉町（一部※1）	○	○	○	○	○	○	○	○	△	▲	終了
令和5年に解除された地域 浪江町（一部）、富岡町（一部※1、※2）、飯舘村（一部）	○	○	○	○	○	○	○	○	△	▲	終了

※1 令和2年に解除された地域を含む。※2 令和5年11月に解除された地域を除く。

○：全額免除、△：保険料が1/2免除・窓口負担は全額免除、▲：窓口負担のみ免除

原発被災地の医療・介護保険料等の収納対策等支援

保険局国民健康保険課（内線3195）
保険局高齢者医療課（内線3194）
老健局介護保険計画課（内線2164）

令和8年度当初予算案 93百万円（93百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

原子力災害被災地域における医療・介護保険料等の減免措置については、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）を踏まえ、被災者の方々の実態を把握している関係自治体の御意見を聞きながら、丁寧に調整を行い、令和5年度から順次、見直すことを決定した。

減免措置の見直しの実施に当たっては、これまで10年以上にわたって免除対象であった被保険者から新たに保険料（税）を徴収するため、滞納によって、市町村の財政状況が悪化しないよう、国・市町村において、以下の取組が必要となる。

- ①国：当該減免措置の見直しを決定した趣旨を全国の被保険者に周知し、理解いただく必要があることから、相談窓口（コールセンター）を設置し、被保険者が負担なく相談できる体制を整備すること
- ②市町村：収納率低下を防ぐため、通常の保険料（税）の徴収時に比べ、より一層、労力をかけて（あるいは勧奨の頻度を上げて）丁寧にきめ細かく（体制整備を含め）収納・滞納対策を実施する必要があること

上記取組については、関係市町村からも財政支援を強く要望されているところであり、福島県内の12市町村の財政安定化に向けた支援や12市町村以外の福島県内市町村も含めた収納・滞納対策に係る取組に対し、引き続き所要の財政措置を実施する。

2 事業の概要・スキーム

- ①国分：国（厚生労働省）のコールセンター設置：8百万円（8百万円）

：福島県内の12市町村の住民及び福島県以外に居住する対象者の医療・介護保険料等に関する不安や疑問に対応するため、コールセンターを設置。フリーダイヤルとし、負担なく相談できる体制を整備。

- ②市町村分：福島県内市町村が実施する以下の取組について一定の上限を設け補助：85百万円（85百万円）

《取組》口座振替等の勧奨通知等（口座振替等による保険料（税）の自動引き落としを推奨するための勧奨通知の作成・送付費用）

収納業務委託（外部の民間業者や国保連合会に収納事務を委託する場合の委託費用）

滞納対策等のための非常勤職員増員（納付相談や滞納処分を実施するために非常勤職員を増員した場合の人件費）

《補助上限額》保険料減免見直し対象市町村：対象人口等を考慮して上限額を設定

避難者の多い県内市町村：対象人口等を考慮して上限額を設定

3 実施主体等

- 実施主体：国（厚生労働省）

県内市町村等（広野町、楢葉町、川内村、田村市、南相馬市、葛尾村、飯舘村、浪江町、川俣町、富岡町、大熊町、双葉町等）

- 補助率：国（復興特会） 10/10

福島介護再生臨時特例補助金（長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業）（復興）

令和8年度当初予算案 59百万円（84百万円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 平成23年3月に東電福島第一原発事故により避難指示が出された区域等では、今後多くの高齢者がこれらの区域で生活を再開することとなる。
- 避難指示解除区域等へ帰還した後の生活に必要不可欠な介護サービスの確保を図り、住民の帰還を促進するため、生活環境整備のための施策の一つとして、介護施設等に対する運営支援のための措置を講じ、既に再開した介護施設等の運営の維持及び震災前に行われていた介護事業の運営の回復を目指す。

2 事業概要・スキーム

- 避難指示解除区域の生活環境の一つである介護提供体制の構築
- 住民帰還の促進、帰還住民の生活不安の解消
- 避難指示が解除された地域における復興の促進

事業スキーム



※国は所要額を福島県に交付

※福島県が実施主体となり、介護施設等に対して運営支援のための助成を実施（令和6年度交付実績：25施設・事業所）

3 事業イメージ

●入所施設

避難指示解除区域等の介護施設を対象に、長期避難者の受け入れに対応するサービス提供体制を構築することによる緊急的な財政負担の軽減を目的として、特例的に助成を行う。

また、各施設は、介護人材の確保、新規の施設入所を進めるとともに、経営強化を図っていくため、経営の専門家からの助言を受けた上で「経営強化計画」を作成しており、令和6年度においてはこの見直しを行う場合に支援する。

<対象施設>

避難指示解除区域等の介護施設であって、令和2年度に支援を受けている施設（一定の要件を満たすもの）

<助成内容>

介護報酬の減収相当額

※ 運営支援については、入所者数に対する介護職員数の割合に応じて、補助額を補正



●訪問系サービス再開等促進事業

避難指示解除区域の居宅サービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、及び訪問リハビリテーションが安定的に提供されるよう、事業の再開を促進することを目的として、特例的に助成を行う。

また、各訪問系サービス事業所に対して、経営強化を進めるため、経営の専門家からの助言を受けた上で、「経営強化計画」を作成することを支援する（計画作成経費は補助対象）

<対象事業所>

避難指示解除区域内の事業所避難指示解除区域内にサービスがない場合の外部の事業所



<助成内容>

介護報酬の一定割合（5%）を補助

令和8年度当初予算案 55億円の内数（77億円の内数）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（総合相談、生活支援等）の運営費用等について財政支援を行う。（被災自治体の地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動が実施可能となるよう、平成28年度より「被災者支援総合交付金」のメニュー事業として実施）

2 事業の概要・スキーム

- 被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有する拠点として、「サポート拠点」の運営を推進する。

（取組例）

社会福祉士や介護福祉士などによる専門相談や地域交流サロンをはじめとして、子どもの一時預かり・学童保育、訪問・安否確認、外出支援、災害公営住宅等への円滑な移住に向けた支援（専門相談）など

※ 事業実施にあたっては、被災者の見守り・コミュニティ形成の支援等について、各被災自治体においてニーズに応じた的確な支援を行うことが可能となるよう、交付金の他のメニュー事業と横断的な事業計画を策定し、被災者支援総合交付金による一体的な支援を行うものとする。

3 実施主体等

【実施主体】大熊町及び双葉町

【補助率】定額（国10/10）

【設置箇所数】

3箇所（令和7年4月現在）

※ 岩手県、宮城県は令和元年度で終了

※ 福島県については、福島第一原子力発電所事故により避難先の自治体にサポート拠点を設置しているため、引き続き事業を継続